

令和7年 第4回教育委員会 会議録

日 時	令和7年3月25日（火） 午前9時30分～午前11時20分
場 所	向日市役所 第10会議室
出席委員	山本教育長、松本委員、流石委員、中野委員、畠山委員
事務局	教育部長、教育部副部長兼生涯学習課長、教育監兼総括指導主事、教育部主席課長兼文教課長、学校教育課長、生涯学習課担当課長、学校教育課担当課長兼総括指導主事、学校教育課主幹兼総括指導主事、学校教育課主幹、図書館長、文化資料館担当課長、文教課副課長、文教課主任
議 題	<p>議案第4号 人事に関することについて</p> <p>議案第5号 向日市社会教育委員の委嘱について</p> <p>議案第6号 向日市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第7号 向日市教育委員会職員の職の設置に関する規則及び向日市文化資料館管理運営規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第8号 向日市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について</p> <p>議案第9号 向日市天文館の事業開催時の入館料に関する取扱要綱の制定について</p> <p>議案第10号 令和7年度 向日市の教育について 委員会諸報告</p>
傍 聴 者	なし
教育長	開会宣言
教育長	<p>会議規則の規定により、第2回及び第3回会議録の承認について諮る。</p> <p>(全員異議なし)</p>
教育長	<p>会議録は承認された。</p> <p>本日はまず、議案第4号「人事に関することについて」を上程する。</p> <p>この議案は人事に関することから、教育委員会会議規則第14条に基づき、秘密会にしたいと思うが、賛成の方は挙手願う。</p> <p>(全員挙手)</p>
教育長	<p>全員挙手により秘密会とする。</p> <p>(以下秘密会)</p>

教育長	<p>議案第4号「人事に関することについて」の採決を行う。</p> <p>(全員挙手)</p>
教育長	<p>議案第4号は承認された。</p> <p>次に、議案第5号「向日市社会教育委員の委嘱について」を上程する。 この議案も人事に関することから、教育委員会会議規則第14条に基づき、秘密会にしたいと思うが、賛成の方は挙手願う。</p> <p>(全員挙手)</p>
教育長	<p>全員挙手により秘密会とする。</p> <p>(以下秘密会)</p>
教育長	<p>議案第5号「向日市社会教育委員の委嘱について」の採決を行う。</p> <p>(全員挙手)</p>
教育長	<p>議案第5号は承認された。</p> <p>秘密会を解く。</p> <p>(以上秘密会)</p>
教育長	<p>次に、議案第6号「向日市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」を上程する。</p>
事務局	<p>— 向日市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について —</p> <p>本案は、令和7年4月から文教課教育総務係に学校施設関連の事務の一部を所管することとなるため規則の一部を改正するもので、教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定により教育委員会の議決を求めるものである。</p> <p>改正の内容としては、令和5年10月に、これまで教育総務課学校施設係で所管していた学校関連の管理を、都市整備部の公共建物整備課の方に、補助執行という形で所管を変えていた。その後、それぞれ分担をする中で事務を所管してきたが、学校施設の整備計画、例えば第2向陽小学校を建て替えるにあたっての基本的な理念などはやはり教育委員会におい</p>

事務局	<p>て所管するべきではないかという部分と、日常的な管理、例えば消防設備の保守管理や、その他もろもろの特に技術力を要しないような、ここでは「軽微な維持管理業務」と表現しているが、そうした部分については、文教課の方で所管していくという、事務の仕分けを行ったため、そうした事務分掌の、業務に関する文言を追加するものである。</p> <p>この改正は、令和7年4月1日から執行するものである。</p> <p>改正後別表第13号の「学校施設の整備計画に関すること」については、今説明があったように、例えば第2向陽小学校改築など、施設整備にかかるコンセプトの検討など、計画部分に関することを指すものである。</p> <p>また、改正後別表第14号の「学校施設の軽微な維持管理に関すること」については、例えば学校施設内の樹木伐採、機械警備などの業務委託に関すること。あるいは、運動施設・遊具や、空調機器・消防設備等の保守点検に関すること。その他、学校施設の軽微な修繕に関することなどを指す。</p> <p>いずれも技師の専門的知識を必要としない業務について文教課で所管するものであり、設計など技師としての専門知識を必要とする業務は、引き続き都市整備部公共建物整備課で所管する。</p> <p><b>【質疑等】</b></p>
委員	<p>「軽微な維持管理」について、一度分掌が変更されて建設の部門に行き、またこちらに戻ってくるということで、行ったり来たりしている印象がある。戻ってくることでスピーディーな対応ができるということかと思うが、実際に令和5年10月に変更があったからこれまでの間に、分掌が変わったことによって対応が遅くなったりなどの不都合があったのか。</p>
事務局	<p>都市整備部から教育委員会に、何かことが起こった際には速やかに報告を受けており、特段の不都合の発生はなかった。</p>
教育長	<p>議案第6号「向日市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」の採決を行う。</p> <p>(全員挙手)</p>
教育長	<p>議案第6号は承認された。</p> <p>次に、議案第7号「向日市教育委員会職員の職の設置に関する規則及び向日市文化資料館管理運営規則の一部を改正する規則について」及び議案第8号「向日市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について」を上程する。</p>

事務局	<p>— 向日市教育委員会職員の職の設置に関する規則及び向日市文化資料館管理運営規則の一部を改正する規則について —</p> <p>— 向日市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について —</p> <p>議案第7号及び第8号の両案は関連するため、あわせて説明をさせていただく。本案は、令和7年4月1日から向日市文化資料館に副館長を設置することに伴い、関係する規則の一部を改正するものである。</p> <p>議案第7号の第1条において、向日市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する。内容は、教育委員会職員の職に副館長を設置するものである。</p> <p>第2条において、向日市文化資料館管理運営規則の一部を改正する。内容は、文化資料館に副館長及び担当課長を設置するものである。また、その職務内容を規定している。</p> <p>議案第8号は、文化資料館に副館長を設置することに伴い、所要の改正を行うものである。</p> <p>この改正は、令和7年4月1日から施行するものである。</p>
事務局	<p>議案第7号は、文化資料館に副館長を設置することに伴い、第1条の向日市教育委員会職員の職の設置に関する規則の改正後の別表、ここでは「略」と記載している第8号「館長」の次に、第9号「副館長」と規定するものである。</p> <p>第2条の向日市文化資料館管理運営規則では、改正後の第3条に、館長の他に設置できる職として、「副館長」及び「担当課長」を規定するものである。副館長については令和7年4月1日に設置するものだが、担当課長についてはこれまでから設置されており、現状に合わせるものである。</p> <p>第4条は、副館長と担当課長の職務を定義するものである。</p> <p>議案第8号は、向日市教育委員会事務決裁規程の改正後の第2条第5項において主幹が定義されており、これが職の設置に関する規則に副館長を設置することによって第10号から第11号に主幹の号数が変わるため、規程を整備するものである。</p> <p>また、第19条については、副部長及び教育監が最終決裁者である場合に、不在時に課長と担当課長に加えて副館長も代決を行えるよう、規程を整備するものである。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p>
教育長	<p>議案第7号「向日市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」及び第8号「向日市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓</p>

教育長	<p>令について」の採決を行う。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第7号及び第8号は承認された。</p> <p>次に、議案第9号「向日市天文館の事業開催時の入館料に関する取扱要綱の制定について」を上程する。</p>
事務局	<p>— 向日市天文館の事業開催時の入館料に関する取扱要綱の制定について —</p> <p>本案は、向日市天文館設置条例第4条で規定している入館料について、特別な事業に必要な経費等を算定し、入館料の取扱要綱を制定するもので、教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定により、教育委員会の議決を求めるものである。</p> <p>内容としては、天文館の入館料は天文館設置条例に規定されており無料としているが、ただし書きにおいて、特別な事業を行うときは入館者から入館料を徴収することができることとされている。今回、特別な事業に必要な経費等を算定し、入館料の取扱要綱を制定するものである。</p> <p>現時点では、定例観望会をはじめ4つの事業について入館料を求めることとしているが、市民の皆様に対しては全額減免とし、これまでどおり無料で入館できるものとする予定であり、実質、市民以外の方にご負担を求める形となる。</p> <p>なお、この要領は令和7年4月1日から施行するものである。</p>
事務局	<p>内容については先の説明のとおり、向日市天文館の事業開催時において、市外在住の来館者から事業の実費相当額の入館料を新たに徴収するため、入館料とその徴収・減免及び還付等について必要な事項を定めるものである。</p> <p>入館料については第2条に「入館料を徴収する事業及び入館料の額は、別表のとおりとする」とあり、別表に4事業、毎月第2土曜日に実施している定例天体観望会と、年1回実施している天文学講座、特別天文講演会、特別企画（「キッズプラネタリウム」）の記載がある。それぞれ入館料の額は、表の左側に示した金額が一般、その半額を小学生・中学生の金額と規定している。</p> <p>入館料の減免については、第5条に入館料を減免することができる場合とその額について1から5号まで記載のとおり、市内に住所を有するものは全額、向日市内に在学在勤するものは全額と、以下続いている。</p> <p>第2項で、「入館料の減免を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示又は提出しなければならない」とし、確認するための書</p>

委員	<p>類を見せていただくことを規定している。 第6条では、入館料の還付を規定している。</p> <p><b>【質疑等】</b></p> <p>向日市の施設での事業ということで、市内と市外とで差をつけるのは通常のことかと思われ、この制定自体はよいかと思う。 実費相当額ということだが、それぞれの事業で、実際にいくらぐらいの経費がかかっているのか。また、これまで市外の方がどれぐらいの割合で参加されていたという実績があるのか。 本人確認を求めるということだが、確認は申込み時点で行うのか、実際に入館する日に行われるのかなど、細かいところはどのようになっているのか。</p>
事務局	<p>経費については、定例観望会については、全体で34万円程度かかっている。定員数から換算し1人約700円とした。 同様に、天文講演会についても、講師の謝金などを含んで約5万3000円かかっているため、70人の定員で割って、約750円とした。 本人確認の方法については、当日提示いただいて、入館料を頂戴するというを想定している。</p>
委員	<p>入館料については一律にするという方法もあるが、この一つ一つの事業について細かく決められるというのは、大変だとは思いますが、実費で根拠があることなので、進められてよいと思う。 市外から来館される方は、どうしてもここに行きたいと思っていただいているということなので、この実費で、例えば特別企画で、大人200円・子ども100円であれば、妥当な支払額かと思う。 それぞれ見ても、一般の方でも1000円を超えず、とても勉強になるし、解説もしていただけるので、よいかと思う。 0円になるのが一番いいとは思いますが、こうした社会状況の中では、自分が子どもと勉強しようとしたり一緒に行くことに対する対価として、市もできるだけ努力されての入館料金でないかなという感想を持った。</p>
委員	<p>小・中学生の子どもが半額となる際に、半額だと切りのいい数にならないため50円の単位に丸めたのかと思うが、そうすると、定例観望会と特別天文講演会で、子どもはどちらも350円と一緒に、大人だけ700円と750円で50円差が出てしまうが、そうした点は問題にならないのか。端数も入れた方がよいのでないか。 また、定例天体観望会の場合、大人1人子ども1人だと合計1050円</p>

	<p>となり、これを大人650円にしたら合計1,000円になって計算しやすいかとも思う。いろいろと考えられての設定なのだろうとは思いますが、いかがか。</p>
事務局	<p>端数を入れることも考えたが、実費に近くやりとりに時間がかかりにくい金額にさせていただいている。</p>
教育長	<p>議案第9号「向日市天文館の事業開催時の入館料に関する取扱要綱の制定について」の採決を行う。</p> <p>(全員挙手)</p>
教育長	<p>議案第9号は承認された。</p> <p>次に、議案第10号「令和7年度向日市の教育について」を上程する。</p>
事務局	<p>— 令和7年度向日市の教育について —</p> <p>学校教育の分野に関しては、今回、加筆修正等はない。</p>
事務局	<p>社会教育指導の重点の中で、前回ご指摘をいただいた点について修正を行った。</p> <p>7ページ、「社会教育の重点」というタイトルの下の本文2行目、「向日市スポーツ推進計画」のあとに入っていた読点を削除した。</p> <p>8ページの点線囲いの中、公民館・図書館・文化資料館・天文館の部分の、図書館の記載が長い文章で少しわかりにくいということと、レファレンスの説明を入れてはどうかとご意見を頂戴したので、長い文章は2つに分け、「レファレンス」の説明を入れた。</p> <p>最後のページ、「向日市の史跡等」の紹介の中に、物集女城跡を新たに入れた。左肩にあった「向日市歴史的風致維持向上計画PRロゴマーク」は、令和6年度で終了する事業のため、削除した。</p>
事務局	<p>裏表紙の、向日市の史跡等の紹介については、向日庵（旧寿岳家住宅）が有形登録文化財に登録されたため、最終的には向日庵も記載したいと考えている。</p> <p>【質疑なし】</p>
教育長	<p>議案第10号「令和7年度向日市の教育について」の採決を行う。</p> <p>(全員挙手)</p>

教育長	<p>議案第10号は承認された。</p> <p>次に、委員会諸報告として、「向日市議会令和7年第1回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会質疑について」報告願う。</p>
事務局	<p>— 向日市議会令和7年第1回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会質疑について —</p> <p>(資料に沿って概要を説明)</p> <p><b>【質疑等】</b></p>
委員	<p>9ページの万博への招待というのは、子どもたちが全員無料招待されることになっているのか。視察のときに料金を徴収するというような報道もあったが、実際に向日市の子どもたちの扱いは、どうなっているのか。招待の場合、全員が遠足のような形で行くことになっているのか。</p> <p>13ページに「シラバスについて」という項目と回答があるが、これはそもそもどういう質問であったのか。</p> <p>14ページの「ヤングケアラー支援について」という質問は、一番下に「性教育について」という項目があるが、質問のつながりがわからない。こちらもどういう質問であったのか、教えていただきたい。</p>
事務局	<p>万博会場への入場料については全額京都府の補助があり、子どもたちは無料で入場できる。</p> <p>それ以外の費用として、会場までの交通費、具体的にはバス代を向日市で補助し、結果的には、子どもたちは全く費用負担なく万博での学習ができることになっている。</p> <p>招待という形ではあるが、小・中・高校とも、行きたいという児童生徒の入場料については京都府の方で予算を立てていただいております、全員が行きたいと言えば全員分の予算が出る。しかし万博の開催趣旨や内容も踏まえ、どの学年が学習として現地を訪問するのがよいかということ各学校で検討いただいた結果、小学校低学年では内容が難しいだろうということで、小学校については全校5・6年生が、中学校では他の校外行事等の関係も踏まえて全校2年生が、万博会場を訪問することになっている。</p>
委員	<p>指定された各学年に関しては遠足や校外学習のような形で揃って行くという話だが、それ以外の学年の子どもたちは、学校として行くことはないということか。もし個人で行きたいという子どもたちがいた場合でも、それは補助の対象外になるのか。</p>

事務局	<p>京都府の方の招待事業の方は学校単位ということで、学校からの団体申込のみとなるため、それ以外の学年の児童生徒については、通常通りの実費でということになる。</p>
事務局	<p>「シラバスについて」という質問だが、勝山中学校において、今年度5月の保護者説明会の中で、勝山中学校が作ったシラバスについての説明会があった。社会に開かれた教育課程ということで、1年間で何を学んで何を評価されるのかを生徒と保護者に理解してもらおうという取組があったものである。このことについて、他の中学校等についても行えるのではないかというご質問であった。</p>
事務局	<p>「ヤングケアラー支援について」「性教育について」の質問の組み立てについてだが、一般質問にあたっては、一般質問の通告書という形で、事前に「こんなことを聞きます」という通告がある。その通告書中で、今回であれば「みんなで支えるヤングケアラー支援に取り組むことについて」という大きい表題をまず掲げられ、そのうちの一つ目が、ヤングケアラーに関して実態調査をしてほしいといった内容になっていた。</p> <p>二つ目のところで包括性教育についての話があり、通告書の標題では「ヤングケアラー支援について」となっているが、この中で性教育の話が出てくるという構成になっていた。ここだけ見ると分けてもらう方がいいような印象にもなるが、質問者の方がこのタイトルの中にいろいろな素材を入れてこられたようなところである。</p>
委員	<p>自習室について、何人かのサポート役の先生等が付かれるのかと理解をしていたが、実際にはどういう体制になるのか。</p> <p>また、ここでの万一の事故等について、保険など危機管理もきちんと配慮はされているかと思うが、どう扱われるのか。何も起こらなければよいが、図書館でも学童室も、誰かが怪我したり何か起こったときの対応はしっかりと決められており、例えば学校の中で起こることについては学校の保険等あるかと思うが、この自習室の場合は個人責任になったりするのか。</p> <p>自習室は自由に出入りできる、制約は考えていないとのことであったが、これは学童の受け入れの問題もあるため、子どもたちが主体性を持って活用するというので、節度を持って勉強したい人や、いろいろな方が自主的に来られるという理解でよいか。</p>
事務局	<p>今回開設するのは、留守家庭児童会がこの4月から小学5・6年生を完全に入会停止するというので、長期学校休業期間中に、5・6年生が8</p>

	<p>時間や丸一日、保護者など大人の目が届かないのが心配だという保護者の声をきっかけに、図書館に自習室を1室開設し、そこで1人アルバイトなり人員を配置し、自由に入出りできる空間を作ろうとしているものである。</p> <p>それ以外にも公民館やコミュニティセンターなど、可能な範囲で協力をお願いし、自習室という形にはなるが、そうした子どもたちの過ごせるような場所を作ろうとしている。</p> <p>管理の面では、子どもだけにするつもりはなく、図書館であればアルバイト等の人員をつける。公民館であればその館を管理する者がいる。</p> <p>もし万一のことが起こった場合は、市の行う事業については総合的な保険がかかっており、対象範囲に入るか否かは事案により異なるかもしれないが、そうした保険の利用を考えている。</p>
委員	<p>学校での水泳授業の件で、学校プールが市民プールの方に移っていくという話の中で、他市でもあるように民間の方が指導されるのかということに期待される声も、保護者の中で結構あったりする。学校の先生が指導するのが悪いのではないが、そうした期待もあり、せっかくインストラクターや専門の方がいらっしゃる場所に行って授業を受けるのであれば、そういう専門的な指導を受ける機会があるほうが、子どもにとってはいいのかなとも思う。専門の方が教えると、子どももあつという間に泳げるようになっていたりする。泳ぐ力だけでなく、水に対する安全というところで着衣水泳の授業を受けられたり、期間中の1回か2回でも、そうした外部の方の指導を受ける機会ができればいいなと思う。</p> <p>今後の検討という段階かとは思いますが、学校の授業は学校の先生だけでやるというのではなく、せっかくの設備を使う以上、そういう人的資本なども、使っていけるものは使っていくとよいかと思う。</p>
教育長	<p>これからの検討にはなるが、基本的には、指導は先生方にさせていただく必要があるかと思っている。</p> <p>安全面を考えると、学校の中でプール指導をしていると、何人かの先生が、複数で対応に当たる。校外へ出るとなると、学校の先生全員は行けなくなる。</p> <p>指導していただく中で、安全面を考えたときにどういう体制をとっていくかということもあり、またプール自体はこれからどこに管理運営してもらおうかという話もある。その管理者にそういう指導体制があるのかどうかという問題もあり、これからまだ検討事項が多くある。</p>
委員	<p>留守家庭児童会の申込数について、民間分は把握していないとのことだが、民間の放課後児童クラブが非常に人気であるという話を聞く。2個目</p>

事務局	<p>の施設を開設予定の事業者もあるようだが、そうしたことはご存じか。</p> <p>民間の方について把握できていないとしていたのは、人数が正確には把握できていないという意図であり、民間の児童会が新たにできることは把握していた。</p> <p>開設届等を市に提出していただくので、そうした動向は把握し、設備がきちんと整っているかなど、市の方で確認させていただいている。</p>
委員	<p>「もう一つの教室」の話がよく出ており、校内の教育支援センター機能という話も出ているが、フリースクールというのは、なかなか学校に行けない子どもの支えとなる場所だと思う。</p> <p>教育委員会としては、子どもたちがこの「もう一つの教室」に通うようになってきていることは非常に重要だとされているが、指定校になっているところとそうでないところもあったかと思う。そのあたりはどのような現状になっているか。</p>
事務局	<p>「もう一つの教室」は、校内教育支援センターの通称であり、京都府の方では、そんな呼び方をしているというふうにご理解いただけたらと思う。いわゆる従来の別室である。</p> <p>その別室と、今京都府から指定を受けて、勝山中学校区の向陽小学校、第5向陽小学校、勝山中学校で取り組んでいるが、ここの指定と、何が違うのかというと、別室に、いわゆる別室担任のような先生がついておられるか否かという点が違う。</p> <p>小学校・中学校とも、おそらくその場がなければ家庭にひきこもってしまっていたであろう子が、続けて学校に登校できているという点では、やはり非常に効果的であるとの報告を受けている。</p> <p>これが配置をいただいている指定校の状況だが、それ以外の各校についても本市の方で、教育心理学など臨床心理を学ぶ大学院生を各学校に配置している。そうした大学院生を活用したり、また学校の校務分掌の中で、教育相談を担当している先生をあてたりしながら、指定校ほどではないが、「もう一つの教室」に近いような形で別室運営をするよう、指定校が行っている取り組みの成果を踏まえ、他の学校でも、できる範囲でそうした実践に取り組みつづけていくところである。</p>
教育長	<p>次に、「向日市部活動地域移行懇談会報告書について」報告願う。</p>
事務局	<p>— 向日市部活動地域移行懇談会報告書について（報告） —</p> <p>令和4年12月にスポーツ庁と文化庁により「学校部活動及び新たな地域クラブ活動のあり方等に関する総合的なガイドライン」が策定され、令</p>

和5年から7年までの3か年を部活動地域移行にかかる改革推進期と定められたことから、本市における中学校部活動のあり方についてご意見を伺いたいと、この懇談会を立ち上げたところである。

令和5年・令和6年と2年にわたり話し合いを重ねており、一旦ここまでの協議内容等を、報告書にまとめさせていただいた。

国の「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」もまだ継続審議中であり、国の方でも最終的なところはまだ見えてきてないのが現状かと思われるが、そうした中で、今回は2年間のまとめを一旦ここで先行き、本市の当面の対応の方向性を少し示させていただいている形になっている。

2ページからの本文では、まず現状ということで、生徒数の推移等を載せている。この推移を見ると、令和6年度から、やや増えたり減ったりしながら令和14年頃までは規模が保たれて、それ以降少し生徒数が減っていくという推計になっている。

部活動の状況については、例年約9割の生徒が何らかの部活動に入部しており、およそ7割が運動系で2割が文化系という比率は、このところほぼ変わらない状況である。

3ページは懇談会委員の名簿と開催状況であり、令和5年度に2回、6年度に2回、計4回会議を開催している。

令和5年度は、部活動の現状への認識を深めていただくことや、国や府の動向について情報提供し認識を持っていただくことに重点を置きつつ、では中学校の部活動の意義とは何かというところが論点になっていた。

令和6年度になると、小学校5・6年生から中学生に至るまでの児童生徒や保護者にアンケートを実施し、そのアンケートの結果に基づいて、今後の方向性についてのご意見をいただいた。

4番の、懇談会での主な意見については、特に(3)にあるように、中学校部活動の意義とは何だろうかという話を中心である。その中では、生徒にとっても部活動が中学校生活の支えになっている一方、教師の方も、顧問にとってはやはりそういう活動の中での生徒の成長が働きがいにもつながっているのではないかという意見が多く出されたり、保護者の立場からすると、思春期の子どもにとって担任や学年の先生以外に、部活動顧問の先生なら話せるということもあり、顧問の先生の存在は非常に大きいというようなお話をいただいている。

(4)では、地域移行についてどんなことが考えられるだろうかということで、すでに地域移行を踏まえて、令和4年度から中学校体育連盟の各種大会には地域のクラブチームが参加をしているような中で、ある競技についてはもう男女ともにクラブチームの方が優勝しており、圧倒的に練習量の違いが出てるといような話があったり、また、委員の中には、中学生の子どもがおられて、近畿大会に行ったときの様子を見てみると、どう

も学校部活動というより勝利至上主義に走っているのではないかという  
ような印象を受けたというようなことや、学校の先生以外の者が指導者とな  
ったときの様々な不安等について、お話が出ている。

そうしたことを踏まえて、6ページからが、令和6年度に入っの部活  
動のアンケートに関わる内容である。

8ページの(2)、考察の部分では、中学校の教職員は、部活動の教育的  
な意義は感じつつも、校務や家庭生活等の時間的なバランスや、手当の少  
なさ等から負担感が強く、約半数はやりがいを見いだせていない状況があ  
る一方、中学生は、現在の部活動については概ね満足をしているし、顧問  
の先生についてその指導に感謝しているという状況が見えてきた。

部活動の地域移行については、生徒にとっては未知のことであり、専門  
的な指導が受けられるのではないかという期待がある反面、どんな指導者  
の方が来られるのか、いろいろなトラブルがあるのではないか、費用はどう  
なるだろうかというような不安を抱えているという状況が見えてきた。

小学生については、部活動そのものがまだ未体験であるため、中学校の  
部活動は非常に楽しみにしており、約8割の児童が部活動に入りたいと考  
え、その多くは、現在地域でやっている習い事の延長で考えているという  
児童が多かった印象である。

保護者については、小中学校の保護者とも大差なく、8割が地域移行に  
は肯定的な回答をされているが、その背景には、専門的な指導への期待や、  
先生方の働き方に余裕ができて、その他の教育の本筋にもっと専念しても  
らえるのではないかという意見が出ていた。しかしそれに伴う費用面の話  
になると、約半数が無料若しくは1000円までという回答で、費用負担  
について非常に心配されていた。また、顧問の先生と指導者の連携など、  
指導者の方の質の問題への不安感が高いといったことが伺えた。

こうした状況から、何らかの教職員への負担軽減を考えつつ、現行の各  
学校での活動を基本として、保護者の費用負担をできるだけ軽減した学校  
部活動に準じた活動の持続的な保証の方向性が望まれるというようなこ  
とが、意見となった。

アンケートを踏まえて協議いただいた中身がそのあとに記載されてい  
るが、半数ほどの先生がなかなかやりがいを見いだせていないというこ  
とがあり、指導者そのものにやりがいが見いだせていないとなると、子ども  
たちにはいい影響がないのではないかという心配の声があったり、また現  
場からは、子育て世代の教職員の数がかなり多く子育てに関する考え方が  
変わってきていることから、非常に負担感が高いのだろうというような話  
もあった。

また違うところでは、新入生の保護者説明会で、やはりこうした部活動  
について不安であるとの声があり、学校の方から、当面、移行すること  
はないという発言をすると、保護者からは安堵の声が聞こえたということも

	<p>報告されていた。</p> <p>「部活動を地域移行する方向で考えたときの意見」の中では、部活動が生徒にとって学校生活の軸になっており、できるだけそのよさを残していきたいということや、平日が顧問で休日が地域指導者となると、指導の一貫性はどうなるのか、人間関係のトラブルの対処はどうなるのかといった不安の声が聞こえてくるだろうということ。実際に地域移行となると、指導者の確保も大きな問題だが、活動場所や指導者の手配を行う、事業そのものをコントロールするようなセンターの設置も必要になるだろうが、そうすると現状のこの懇談会のメンバーでは、少し議論できるレベルを超え、もう一段高いところで議論していただく必要があるのではないかというようなご意見が出ていた。</p> <p>最終的に6番「本市としての今後の部活動の在り方について」で、国の方向性としては、地域に展開していくんだという形で打ち出されており、令和8年度から10年度までの3か年で休日の地域展開に着手することと方向性を出されているが、しかし実証事業などの支援策はあっても具体的な財政支援策が見えてこない。</p> <p>多くの自治体が、ふるさと納税や、企業のクラウドファンディングに頼っておられるような実情があったり、または費用そのものが立ち行かなくなっているというような地域も聞いている。</p> <p>そうした状況下のため、本市としては、市内の様々なスポーツ・文化活動を行う団体はあるが、中学生の部活動の受け皿となると極端に少ないという現状も踏まえ、大きく地域移行や展開に方向転換する施策は難しいと考えている。</p> <p>一方で、教職員への負担の多さ等、対処すべき課題もあることから、国や府の具体的な施策の流れを注視しながら、部活動指導員の活用など、中学校部活動の枠組みの中で比較的取り組みやすいことから、試行的に取り組んでいくことが望ましいのではないかと、というのが、現時点での方向性であり、懇談会のまとめとさせていただきます。</p> <p><b>【質疑等】</b></p> <p>難しいところで、中にはもう地域へ移行し学校部活動は全く行わないという自治体もあれば、逆に全く移行はせず、従来通り部活動を実施するところもある。</p> <p>働き方改革の観点から、学校教育の中で教員の負担も軽減していく必要はあるが、それに伴う継続的な費用負担については、国や府からはしてもらえない。</p> <p>事務局 令和7年度までは移行の推進期であり、国の実証事業に手を挙げれば補</p>
--	--

	<p>助が出る。しかしその補助は、令和7年度までで切れる。</p> <p>そのため、今実証事業に手を挙げて進めておられる多くの自治体は、少子化の中で、学校で部活動そのものがもう保てないようなところである。例えば、野球なら9人のチームだが、9人がもう集まらないというような、学校ごとでの部活動がままならない地域はかなり手を挙げて進めておられるが、今は補助があるから保護者負担がそう多くないものの、補助が切れたときに、どうするのかという問題、先が見えないという悩みを抱えておられるということは、府の交流会などでも聞かせていただいている。</p> <p>そうした兼ね合いもあり、本市としては、きっちりした移行の方向性を出す段階ではないかと考えている。</p>
委員	<p>アンケート結果を見ると、先生はやりがいを感じてはいなくても子どもたちは感謝しているという状況になっているようだが、それはどうしてなのか。</p> <p>いいことかとは思いますが、子どもたちが素直なのか、この原因はわかるか。</p>
事務局	<p>アンケートなので立ち返ってそう答えているだけで、子どもを前にすると、先生方は本当に一生懸命に指導していただいている。</p> <p>今、地域移行する地域が出てきているという報道が流れており、それでは自分たちはどうなんだと振り返られたり、実際に子育て世代の先生方も非常に多いので、やはり土日に出勤するのは難しいという悩みを抱えておられるのは事実であると思う。</p> <p>そうしたことから言うと、アンケートでは「やってられないよね」というように回答されることはあるが、実際に子どもを目の前にすると、やっぱりこの子たちのためにしっかりやろうと思って、指導していただいていると思われる。</p>
委員	<p>今いる先生はそうした前提で、やれといわれればやろうという気持ちがあるかもしれないが、これからやろうという先生が壊滅的にいないのでは、5年10年たったころに、人が足りなくなったりするのでないかと、他の自治体ではすでにそうなっているところもあるので、心配している。</p> <p>大学で教職の話もするが、教員になる人がいなくなっている。まだ向日市も京都府も余裕のある立場からお話しされているが、全然違う状況になってきていることを前提に、考えていただきたい。</p> <p>子どもにとっても教員にとっても、これまでがどうかということだけでなく、今後のなり手がなくなることが、とても深刻でもある。</p>
委員	<p>こちらの大学では教職を目指す学生が何人かおり、その学生たちは全員採用が決まった。昨年はやめようとする人もいた。</p>

委員	<p>目指している学生は働きがいがあると思って来てくれており、とても一生懸命だが、将来的なことも踏まえて考えないといけない面もある。</p> <p>学生の重視するものが、タイムパフォーマンスとコストパフォーマンスに極端に変わってきているようで、とくにこちらの学部ではその傾向を強く感じた。</p>
教育長	<p>次に、「向日庵（旧寿岳家住宅）の国有形文化財への登録について」報告願う。</p>
事務局	<p>— 向日庵（旧寿岳家住宅）の国有形文化財への登録について —</p> <p>向日庵が、令和7年3月13日付け官報告示で正式に国登録有形文化財に登録された。件数は2件、向日庵（旧寿岳家住宅）主屋と、向日庵（旧寿岳家住宅）門及び土留である。</p> <p>昭和初期に建てられた中廊下型の典型的な郊外型住宅で、換気や通気の徹底、造り付け家具の工夫など、住環境に配慮した建築装置が充実しており、昭和初期の住宅として、西向日住宅地の良好な景観を構成する重要な建物である。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p>
教育長	<p>次に、「寺戸大塚古墳第15次調査現地説明会の開催について」報告願う。</p>
事務局	<p>— 寺戸大塚古墳第15次調査現地説明会の開催について —</p> <p>寺戸大塚古墳では今年の1月8日から発掘調査を実施しており、その成果として、未確認であった前方部分東側の裾位置や形状が確認できた。</p> <p>前方部は、従来から指摘されていた「柄鏡形」、前方部が長方形になっている形ではなく、片仮名の「ハの字形」に広がることが確認された。</p> <p>全体説明会を令和7年3月22日の11時からと13時から、各30分程度行った。説明会では、担当者の説明に参加者が熱心に耳を傾けておられる様子が見られた。</p> <p>参加者は150人で、資料には現地説明会の状況等の写真を掲載している。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p>
教育長	<p>閉会宣言</p>

# 令和7年第4回教育委員会

令和7年3月25日（火）

午前9時30分から

向日市役所 第10会議室

## 1 開 会

## 2 会議録の承認について

## 3 議 案

議案第4号 人事に関することについて

議案第5号 向日市社会教育委員の委嘱について

議案第6号 向日市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

議案第7号 向日市教育委員会職員の職の設置に関する規則及び向日市文化資料館  
管理運営規則の一部を改正する規則について

議案第8号 向日市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について

議案第9号 向日市天文館の事業開催時の入館料に関する取扱要綱の制定について

議案第10号 令和7年度 向日市の教育について

### 委員会諸報告

- ・向日市議会令和7年第1回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会質疑について
- ・向日市部活動地域移行懇談会報告書について（報告）
- ・向日庵（旧寿岳家住宅）の国有形文化財への登録について
- ・寺戸大塚古墳第15次調査現地説明会の開催について

## 4 閉 会

向日市教育委員会議案第4号

人事に関する事について

人事に関する事について、教育長に対する事務委任規則（昭和31年教育委員会規則第4号）第2条第7号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和7年3月25日提出

向日市教育委員会  
教育長 山本 真也

向日市教育委員会議案 5 号

向日市社会教育委員の委嘱について

向日市社会教育委員の委嘱について、教育長に対する事務委任規則（昭和 3 1 年教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 8 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 2 5 日提出

向日市教育委員会  
教育長 山本 真也

向日市教育委員会議案第6号

向日市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

向日市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、教育長に対する事務委任規則（昭和31年教育委員会規則第4号）第2条第2号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和7年3月25日提出

向日市教育委員会  
教育長 山本 真也

# 教育委員会規則第 号 向日市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

〔教育部文教課〕

## 1 改正の趣旨

令和7年4月から文教課教育総務係において学校施設関連事務の一部を所管することとなるため、規則の一部を改正するもの

## 2 改正の内容

文教課教育総務係において学校施設の整備計画及び軽微な維持管理業務を所管するため、事務分掌に業務に関する文言を追加する。

## 3 施行期日 令和7年4月1日

教育委員会規則第 号

向日市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

向日市教育委員会事務局組織規則（昭和50年教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正			現 行		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
課名	係名	事務分掌	課名	係名	事務分掌
文教課	教育総務係	(1)～(12) 略	文教課	教育総務係	(1)～(12) 略
		(13) 学校施設の整備計画に関する <u>こと。</u>			
		(14) 学校施設の軽微な維持管理に関する <u>こと。</u>			
		(15) 略			(13) 略
		略			略
略			略		

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

向日市教育委員会議案第7号

向日市教育委員会職員の職の設置に関する規則及び向日市文化資料館管理運営規則の一部を改正する規則について

向日市教育委員会職員の職の設置に関する規則及び向日市文化資料館管理運営規則の一部を改正する規則について、教育長に対する事務委任規則（昭和31年教育委員会規則第4号）第2条第2号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和7年3月25日提出

向日市教育委員会  
教育長 山本 真也

教育委員会規則第 号 向日市教育委員会職員の職の設置に関する規則及び向日市文化資料館管理運営規則の一部を改正する規則

〔教育部文教課〕

1 改正の趣旨

向日市文化資料館に副館長等を設置することに伴い、関係する規則の一部を改正するもの

2 改正の内容

文化資料館に副館長等を設置することに伴い、次の規則に職名等を追加するもの

- (1) 向日市教育委員会職員の職の設置に関する規則
- (2) 向日市文化資料館管理運営規則

3 施行期日 令和7年4月1日

教育委員会規則第 号

向日市教育委員会職員の職の設置に関する規則及び向日市文化資料館管理運営規則の一部を改正する規則

(向日市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第1条 向日市教育委員会職員の職の設置に関する規則（昭和45年教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正	現 行
<p>(職員の職)</p> <p>第2条 法令に特別の定めのあるものを除くほか、職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) 副館長</u></p> <p><u>(10)</u> 略</p> <p><u>(11)</u> 略</p> <p><u>(12)</u> 略</p> <p><u>(13)</u> 略</p> <p><u>(14)</u> 略</p> <p><u>(15)</u> 略</p> <p><u>(16)</u> 略</p> <p><u>(17)</u> 略</p> <p><u>(18)</u> 略</p> <p><u>(19)</u> 略</p> <p><u>(20)</u> 略</p> <p><u>(21)</u> 略</p> <p><u>(22)</u> 略</p> <p><u>(23)</u> 略</p> <p><u>(24)</u> 略</p> <p><u>(25)</u> 略</p> <p><u>(26)</u> 略</p> <p><u>(27)</u> 略</p> <p><u>(28)</u> 略</p>	<p>(職員の職)</p> <p>第2条 法令に特別の定めのあるものを除くほか、職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>_____</p> <p><u>(9)</u> 略</p> <p><u>(10)</u> 略</p> <p><u>(11)</u> 略</p> <p><u>(12)</u> 略</p> <p><u>(13)</u> 略</p> <p><u>(14)</u> 略</p> <p><u>(15)</u> 略</p> <p><u>(16)</u> 略</p> <p><u>(17)</u> 略</p> <p><u>(18)</u> 略</p> <p><u>(19)</u> 略</p> <p><u>(20)</u> 略</p> <p><u>(21)</u> 略</p> <p><u>(22)</u> 略</p> <p><u>(23)</u> 略</p> <p><u>(24)</u> 略</p> <p><u>(25)</u> 略</p> <p><u>(26)</u> 略</p> <p><u>(27)</u> 略</p>

(29) 略

(28) 略

(向日市文化資料館管理運営規則の一部改正)

第2条 向日市文化資料館管理運営規則（昭和59年教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正	現 行
<p>(職員)</p> <p>第3条 文化資料館に館長のほか、次の職員を置くことができる。</p> <p>(1) <u>副館長</u></p> <p>(2) <u>担当課長</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第3条 文化資料館に館長のほか、次の職員を置くことができる。</p> <p>_____</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p>
<p>(職務)</p> <p>第4条 前条に規定する職員の職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>副館長は、館長を補佐し、館務を掌理し、特定の事務を処理する。</u></p> <p>(3) <u>担当課長及び主幹は、上司の命を受け、特定の事務を処理する。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p>	<p>(職務)</p> <p>第4条 前条に規定する職員の職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>_____</p> <p>(2) _____主幹は、上司の命を受け、特定の事務を処理する。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p>

<u>(8)</u> 略	<u>(7)</u> 略
<u>(9)</u> 略	<u>(8)</u> 略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

向日市教育委員会議案第8号

向日市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について

向日市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について、教育長に対する事務委任規則（昭和31年教育委員会規則第4号）第2条第2号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和7年3月25日提出

向日市教育委員会  
教育長 山本 真也

教育長訓令第 号 向日市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

〔教育部文教課〕

1 改正の趣旨

「向日市教育委員会職員の職の設置に関する規則」に副館長の職を追加したことに伴い、「向日市教育委員会事務決裁規程」の一部を改正するもの

2 改正の内容

- (1) 「向日市教育委員会職員の職の設置に関する規則」引用規定の「第2条第10号に規定する主幹」を「第2条第11号に規定する主幹」に改める。
- (2) 副部長等の決裁者の代決者に副館長を追加する。

3 施行期日 令和7年4月1日

教育長訓令第 号

向日市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年 月 日

向日市教育委員会  
教育長 山本 真也

向日市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

向日市教育委員会事務決裁規程（昭和51年教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正	現 行																
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 課長等 前号に掲げる者のほか、向日市教育委員会職員の職の設置に関する規則（昭和45年教育委員会規則第1号）<u>第2条第11号</u>に規定する主幹をいう。</p> <p>（代決）</p> <p>第19条 次の表の左欄に掲げる決裁者が不在のときは、同表の右欄に掲げる者が代決することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">決裁者</th> <th style="width: 80%;">代決者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>副部長・教育監</td> <td>主管の課長、<u>副館長</u>又は担当課長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	決裁者	代決者	略	略	副部長・教育監	主管の課長、 <u>副館長</u> 又は担当課長	略	略	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 課長等 前号に掲げる者のほか、向日市教育委員会職員の職の設置に関する規則（昭和45年教育委員会規則第1号）<u>第2条第10号</u>に規定する主幹をいう。</p> <p>（代決）</p> <p>第19条 次の表の左欄に掲げる決裁者が不在のときは、同表の右欄に掲げる者が代決することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">決裁者</th> <th style="width: 80%;">代決者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>副部長・教育監</td> <td>主管の課長_____又は担当課長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	決裁者	代決者	略	略	副部長・教育監	主管の課長_____又は担当課長	略	略
決裁者	代決者																
略	略																
副部長・教育監	主管の課長、 <u>副館長</u> 又は担当課長																
略	略																
決裁者	代決者																
略	略																
副部長・教育監	主管の課長_____又は担当課長																
略	略																

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

向日市教育委員会議案 9 号

向日市天文館の事業開催時の入館料に関する取扱要綱の制定について

向日市天文館の事業開催時の入館料に関する取扱要綱の制定について、教育長に対する事務委任規則（昭和 31 年教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 25 日提出

向日市教育委員会  
教育長 山本 真也

告示第 号 向日市天文館の事業開催時の入館料に関する取扱要綱

〔教育部生涯学習課〕

1 制定の趣旨

向日市天文館設置条例の規定に基づき、特別な事業に必要な経費等を算定し、入館料の取扱要綱を制定するもの

2 内容

向日市天文館の事業開催時において、市外在住の来館者から、事業の実費相当額の入館料を新たに徴収するため、入館料とその徴収、減免及び還付等について必要な事項を定めるもの

3 施行期日 令和7年4月1日

向日市告示第 号

向日市天文館の事業開催時の入館料に関する取扱要綱を次のように定めます。

令和7年 月 日

向日市長 安 田 守

向日市天文館の事業開催時の入館料に関する取扱要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、向日市天文館設置条例（平成5年条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、向日市天文館の事業開催時の入館料の徴収等について、必要な事項を定めるものとする。

（入館料）

第2条 条例第4条の規定により入館料を徴収する事業（以下「事業」という。）及び入館料の額は、別表のとおりとする。

（入館料の徴収）

第3条 前条に規定する入館料は、事業の参加者から徴収する。

（領収書）

第4条 入館料を徴収した際には、領収書を発行しなければならない。

（入館料の減免）

第5条 条例第5条の規定により入館料を減免することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 向日市内に住所を有する者 全額
- (2) 向日市内に在学又は在勤する者 全額
- (3) 向日市内に所在する小学校又は中学校が団体で参加する場合の児童又は生徒及び引率教職員 全額
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する特別支援学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設が団体で参加する場合の児童又は生徒及び引率者 全額
- (5) その他市長が特別の事由があると認める場合 その都度定める額

2 前項の規定により、入館料の減免を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示又は提出しなければならない。

- (1) 前項第1号に該当する者 身分証明書
- (2) 前項第2号に該当する者 学生証又は社員証
- (3) 前項第3号及び第4号に該当する者 観覧月日、観覧人数、引率者及び理由を記入した書面
- (4) 前項第5号に該当する者 市長が適当と認める書面

(入館料の還付)

第6条 条例第6条ただし書の規定により徴収した入館料を還付することができる場合は、次の各号に該当する場合とし、その額は当該各号に定めるところによる。

- (1) 入館料徴収後に事業が中止になった場合 全額
- (2) その他市長が特別の理由があると認める場合 その都度定める額  
(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

事業名	入館料の額	
	一般	小学生・中学生
定例観望会	700 円	350 円
天文講座	350 円	150 円
特別天文講演会	750 円	350 円
特別企画（「キッズプラネタリウム」）	200 円	100 円

向日市教育委員会議案第10号

令和7年度 向日市の教育について

令和7年度向日市の教育について、教育長に対する事務委任規則（昭和31年教育委員会規則第4号）第2条第1号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和7年3月25日提出

向日市教育委員会  
教育長 山本 真也

令和7年度

# 向日市の教育



中学生職場体験



小学生陸上運動交歓記録会



天文館出前講座「月の満ち欠け」



作って学ぼう 古代のみやこ・長岡京



中学生英語スピーチ大会



ふるさと学習(稲作体験)



能楽師による伝統文化体験



物集女城跡国史跡記念シンポジウム



異年齢交流  
(中学生による幼稚園訪問)

## 向日市教育委員会

令和7年度 指導の重点

# 新しい時代を拓く「自立・協働・人権尊重」の教育の推進

現代は将来の予測が困難な時代であり、社会や経済の先行きに対する不確実性はこれまでになく高まっている。その中で、個人と社会のウェルビーイング※を実現していくためには、社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成が必要とされている。

また、少子化・人口減少や高齢化、グローバル化の進展と国際的な地位の低下、地球規模の課題、子どもの貧困、格差の固定と再生産、地域間格差、社会のつながりの希薄さなどは、社会の課題として継続的に掲げられてきた。さらに、グローバル化やデジタルトランスフォーメーションは労働市場に変容をもたらしており、これからの時代の働き手に必要となる能力は変化している。AIやロボットによる代替が困難である、新しいものを創り出す創造力や他者と協働してチームで問題を解決するといった能力が今後も一層求められることが予想されている。人づくりを担う教育もまた、多様な価値観と多様な学びが広がる中で、学校の意義や学ぶことの意義を改めて問われるようになった。

こうした状況に対応するため、自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材を育成していくことが極めて重要であり、一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現が求められている。

本市においては、新しい時代にたくましく生き、ふるさと向日市から世界に羽ばたき、社会と地域の発展に貢献できる人間が育つ地域づくりを目指し、人権尊重を基盤として、時代の進展に対応した教育を進めているところである。また、市民が生涯にわたって、学習・文化・スポーツ活動が続けることができる総合的な環境の整備・充実に努めている。

向日市の教育は、学校教育と社会教育の連携・融合の視点を大切にし、「自立」と「協働」、「人権尊重」をキーワードとして市民の信託と期待に応える教育を推進することを目指すものである。

※ウェルビーイング 身体的・精神的・社会的によい状態にあること。生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含む。

## 自立

一人一人が多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り開いていく。

## 協働

新たな価値を創造することを目指し、個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして、ともに支え合い、高め合い、社会に参画する。

## 人権尊重

人権という普遍的文化を生活の中に根付かせるため、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現を目指し、豊かな人権感覚、人権を尊重する態度と実践力をはぐくむ。

### 向日市の特色を生かした教育活動

- ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ学習  
(地域の歴史と文化を学ぶ機会の充実、生涯学習の振興)
- あいさつからはじまる豊かなコミュニケーション  
(コミュニケーション能力の育成、地域社会との連携・協働)

# 学校教育指導の重点

現行の学習指導要領においては、これからの時代に必要となる資質・能力の育成と学習評価の充実を図り、生きて働く知識・技能の習得、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等、学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等をバランスよく育成することとしている。

本市では、「第3次ふるさと向日市創生計画」や「第2期京都府教育振興プラン」、京都府教育委員会の「学校教育の重点」を踏まえ、本市教育委員会の「学校教育指導の重点」を策定し、学校教育活動の充実・発展に努めるとともに、重点課題を明確にし、その課題解決を図っている。

このため、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と地域社会が共有し、連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程の実現」※を図るとともに、子どもたち一人一人を大切に、誰一人取り残すことのない教育を推進する。

豊かな学びの創造と 確かな学力の育成	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 基礎的な知識・技能の習得</li> <li>2 活用する力(思考力・判断力・表現力等)の育成</li> <li>3 主体的に学習に取り組む態度の育成</li> </ol>
豊かな人間性の育成と 多様性の尊重	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 人権教育の推進</li> <li>2 道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実</li> <li>3 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実</li> <li>4 いじめや暴力行為の防止対策の充実</li> <li>5 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実</li> </ol>
健やかな身体の育成	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 体力・運動能力の向上</li> <li>2 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応</li> <li>3 食育の推進</li> </ol>
学びを支える安心・安全な 教育環境の充実	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 安心・安全を守る学校危機管理の充実</li> <li>2 教職員の資質能力の向上</li> <li>3 教職員の働き方改革の推進</li> <li>4 魅力ある学校づくり</li> </ol>
学校・家庭・地域の連携・協働 による学校の教育力の向上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会に開かれた教育課程の実現</li> <li>2 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進</li> </ol>

※「社会に開かれた教育課程の実現」

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にし、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくこと。

# 豊かな学びの創造と確かな学力の育成

- 児童生徒が学ぶことの意義や楽しさを感じられる多様な学びの実現に努めるとともに、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行い、確かな学力※<sub>1</sub>をはぐくむ教育を推進する。

## ※<sub>1</sub> 確かな学力

基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得をはじめ、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等や主体的に学習に取り組む意欲・態度を統合した力

## 1 基礎的な知識・技能の習得

## 2 活用する力(思考力・判断力・表現力等)の育成

## 3 主体的に学習に取り組む態度の育成

- (1) 「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善
- (2) ICT を効果的に活用した授業の実施
- (3) 小中の接続を重視した外国語教育の実施
- (4) 学力向上プログラムに基づく検証・改善サイクルの確立と学習指導の改善・充実
- (5) 個に応じた指導の充実による基礎学力の定着
- (6) 家庭との連携による発達段階に応じた学習習慣の確立
- (7) コミュニケーション能力や自尊心、社会性など非認知能力※<sub>2</sub>の向上に向けた取組の充実
- (8) グローバル化に対応できる人材の育成
- (9) 地域の歴史や我が国の伝統・文化等を学ぶ機会の充実
- (10) ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ「ふるさと学習」の充実
- (11) 教育課程に芸術・文化活動を適切に位置付けて実施
- (12) 主体的な進路選択と希望進路実現のための進路指導の充実
- (13) 中学生英語スピーチ大会を学習成果の発表の機会と捉え、教育課程に位置づけた計画的な取組の推進

## ※<sub>2</sub> 非認知能力

コミュニケーション能力や自尊心、社会性など、数値で示すことが困難とされる力

## 特に配慮すべき事項

- (1) ・学ぶ意義や楽しさを感じられるよう配慮  
・課題解決型の授業
- (2) ・1人1台端末を活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実施  
・情報活用能力の育成
- (3) ・ALT(外国語指導助手)の積極的な活用  
・小中や小小の連携強化による学習指導の充実
- (4) ・児童生徒の学力の客観的な状況把握
- (5) ・「子どものための京都市少人数教育」を踏まえた指導充実
- (9)(11)・専門家等による指導や芸術作品の鑑賞等の機会の充実
- (10)・ふるさとの伝統や文化を学び、発信することができる取組の推進  
・地域人材の活用  
・市内各施設・史跡等の活用
- (12)・各高等学校の特色を踏まえた中高の一層の連携
- (13)・英語検定チャレンジ事業を活用し、英語への関心や学習意欲の一層の向上

# 豊かな人間性の育成と多様性の尊重

- 一人一人の尊厳と人権が尊重され、個性の違いや多様性を認め合い、主体的に行動し、自らの能力を最大限に発揮することができる教育を推進する。
- 多様な考えや価値観に触れることを通じて、人を思いやり尊重する心を育てるとともに、自らの考えや思いを伝えながら感性や情緒、創造力や表現力をはぐくむ。
- すべての児童生徒が安心して通うことができ、楽しく過ごすことができる学校づくりに取り組む。

## 1 人権教育の推進

## 2 道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実

## 3 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実

## 4 いじめや暴力行為の防止対策の充実

## 5 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実

- (1) 「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)」及び「第2次向日市人権教育・啓発推進計画」を踏まえた人権教育の推進
- (2) 同和問題(部落差別)を人権問題の重要な柱として位置づけた体系的・計画的な人権学習の充実
- (3) 人権学習に関する公開授業の実施と家庭・地域社会への啓発
- (4) 道徳教育推進教師を中心とした、全教育活動における道徳教育のさらなる充実
- (5) 子どもの自立心や自律性、人を思いやり生命を大切にすることをはぐくむ授業の充実
- (6) 家庭・地域社会と一体となった道徳的実践の環境づくり
- (7) 社会奉仕活動、自然体験活動などの体験活動の充実
- (8) 読書活動を通じた創造力・表現力等の育成
- (9) 読書活動を支える学校図書館機能の充実
- (10) 特別支援教育コーディネーターを中心とする校内体制の充実
- (11) 個別の指導計画に基づく学習指導の充実と個別の教育支援計画の活用
- (12) 授業のユニバーサルデザイン化など一人一人を大切にしたい指導の充実
- (13) 向日市いじめ防止基本方針に基づく組織的な対応による、いじめの未然防止・早期発見・早期対応の徹底
- (14) 組織的・計画的な生徒指導・教育相談の充実
- (15) 規範意識の醸成や異年齢交流活動など「自己有用感」をはぐくむ取組の充実
- (16) 不登校の児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立する支援の充実
- (17) 幼保小、小中の校種間連携の充実

### 特に配慮すべき事項

- (1) ・普遍的視点と個別的視点からのアプローチによる指導
- (2) ・「部落差別の解消の推進に関する法律」等の法律を踏まえ、インターネット社会の中で多様化・複雑化する人権問題の解決に向けた人権学習の充実
- (4) ・道徳教育推進体制の充実及び全体計画や年間指導計画、指導方法の工夫改善  
・『《道徳教育の進め方》京都市ハンドブック』等の活用  
・小中学校道徳実践交流会の充実
- (9) ・学校図書館支援員の活用  
・学校図書館ボランティア、公立図書館との連携
- (10) ・コーディネーター連絡会議の充実  
・教育相談員や支援員の積極的・効果的な活用
- (12) ・特別な支援を要する児童生徒を含め、すべての児童生徒が「わかる・できる」授業づくり  
・地域人材やボランティアを活用した補充学習の充実
- (13) ・いじめの未然防止に向けた児童生徒の自尊心や社会性等をはぐくむ教育
- (14) ・小中や小の小の連携強化による生徒指導等の充実
- (15) ・非行防止教室、薬物乱用防止教室の実施
- (16) ・教育相談事業等の効果的な活用(巡回・来所・電話相談、ひまわり広場(旧適応指導教室)、スクールソーシャルワーカー、心の相談サポーター、スクールカウンセラー等の配置)
- (17) ・幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた、幼児と児童の交流の機会や幼保小指導者による合同の研究機会の充実

# 健やかな身体の育成

- 生涯を通じて体育・スポーツ活動に親しむ能力と体力の向上を図る。
- 知育・徳育・体育の基礎となる食育の推進とともに、現代的な健康課題への理解を深める等、健やかな身体の育成を図る。

## 1 体力・運動能力の向上

## 2 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応

## 3 食育の推進

- (1) 体力・運動能力の向上に向けた、体力づくりの取組の充実
- (2) 『運動部活動指導ハンドブック』を活用した運動部活動の充実と指導方法の工夫改善
- (3) 中学校部活動の地域移行に向けた検討
- (4) 外あそび等の奨励による子どもの心身の発達や社会性の育成
- (5) 家庭との連携による基本的な生活習慣の確立を図る取組の充実
- (6) 生涯を通じて心身の健康を適切に管理し、改善していくための教育の充実(喫煙・飲酒・薬物乱用防止、感染症対策、メンタルヘルス、性教育等)
- (7) 学校給食を通じた食に関する指導の充実による食育の推進
- (8) 地場産品の活用と地域の食文化を尊重する心の育成

※ 「スポーツどころ」

「感動」「楽しみ」「向上」「健康」「挑戦」「つながり」「公正」といった、人々が日々の生活の中で「よしっ!」「さあ!」「やってみよう!」という前向きで積極的な心の有り様の総称

### 特に配慮すべき事項

- (1)・新体力テストの結果活用  
・「京の子ども元気なからだスタンダード」等を活用した授業や取組の推進  
・「スポーツどころ※」をはぐくむ教育の推進
- (2)・「向日市部活動指導方針」に基づく取組の推進
- (3)・中学校部活動の地域移行に向けた部活動指導員の活用や、市内のスポーツ団体等と協議
- (5)・「早寝・早起き・朝ごはん」の取組等の推進
- (6)・専門機関と連携し、系統的、総合的な指導  
・「生命(いのち)のがん教育」の活用
- (7)(8)  
・栄養教諭・栄養士による授業の充実  
・小中学校9年間を見通した食育の推進

# 学びを支える安心・安全な教育環境の充実

- 自然災害や事故などの多様な危機から子どもを守り、いかなる事態においても子どもたちの学びを止めない危機管理体制を整備する。
- すべての子どもが将来に夢や希望をもって成長していけるように、学びと生活の支援が充実した居場所としての学校づくりに取り組む。
- 強い使命感と高い専門性を持つ教員の育成を図り、児童生徒が、明るくいいききと学ぶ魅力ある学校づくりを目指す。
- 子どもの豊かな成長を支える教職員の資質能力の向上を図る。

## 1 安心・安全を守る学校危機管理の充実

## 2 教職員の資質能力の向上

## 3 教職員の働き方改革の推進

## 4 魅力ある学校づくり

- (1) 災害時や新たな感染症の流行等の非常時においても、児童生徒が安心して学べる学習の保障
- (2) 危機対応能力（自ら判断し、自ら行動する力）を育成するための安全教育の充実
- (3) 交通安全指導の徹底（自転車の安全な利用、PTA・地域社会と連携した登下校の安全確保）
- (4) 防災、生活の安全等に関する安全管理の一層の徹底
- (5) 本市教育委員会指定研究制度等を活用した、特色ある教育活動の推進
- (6) 教職員の資質能力の向上に向けた、多様な教職員研修の充実
- (7) 教育の質の向上と子どもたちの豊かな成長を目指す「教職員の働き方改革」の推進

#### 特に配慮すべき事項

- (1)・感染症対策の徹底  
・オンラインによる学習支援の充実
- (3)・自転車運転免許教室の実施など
- (4)・学校安全計画、危機管理マニュアル、学校防災計画の定期的な検証と改善  
・京都府安全教育の手引き『いのちを守る知恵をはぐくむために』を踏まえた安全教育の計画的な実施
- (6)・全教職員対象の研修会の実施  
・『教員等の資質能力の向上に向けて』を手掛かりに計画的かつ効果的な取組  
・『コンプライアンスハンドブック』の活用  
・人権教育に関する実践力・指導力の向上と人権意識の高揚を図る人権研修の実施  
・子ども未来づくり支援事業等の効果的な活用
- (7)・共同学校事務室業務の充実及び学校業務改善の推進

## 学校・家庭・地域の連携・協働による 学校の教育力の向上

- 保護者や地域社会と連携・協働しながら、未来の創り手となる子どもの資質能力をはぐくむ「社会に開かれた教育課程」の実現を目指す。
- 次代の社会の担い手としての責任を自覚し、現代社会が抱える課題に関心をもって、主体的に社会参画できる資質と能力をはぐくむ。

### 1 社会に開かれた教育課程の実現

### 2 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進

- (1) 学校評価の充実と学校の組織としての教育力の向上
- (2) 家庭・地域社会への積極的な情報発信
- (3) コミュニティ・スクール<sup>※</sup>の展開
- (4) あいさつが交わされるまちづくりの推進
- (5) 環境や情報などに係る現代的課題に対する関心や理解を深める教育の充実
- (6) 国や社会の問題を自分の問題として捉え、主権者として自ら判断し行動できる資質能力の育成
- (7) キャリア教育の視点を明確にした教育活動の推進

※ コミュニティ・スクール

地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、学校運営協議会制度を導入した学校

#### 特に配慮すべき事項

- (1)・学校目標達成のためのPDCAサイクルの確立
- (2)・学校だよりやホームページを活用
- (3)・学校運営協議会の開催
- (5)(6)  
・情報モラル教育の充実  
・新聞等の効果的な活用  
・持続可能な社会づくりの担い手をはぐくむ環境教育の充実
- (7)・職場体験活動など地域社会と連携した体験的な学習の充実

# 社会教育指導の重点

社会教育においては、「第3次ふるさと向日市創生計画」、「第2期京都府教育振興プラン」、京都府教育委員会「社会教育を推進するために」、「向日市スポーツ推進計画」を踏まえ、市民の様々な学習・文化・スポーツ需要に応え、生涯の各時期における多様な活動機会の拡充や主体的な学習活動の支援など、市民が生涯にわたって学び続けることができる学習環境の総合的な整備・充実に努める。

さらに、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現に向け、「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」及び「第2次向日市人権教育・啓発推進計画」を踏まえ、学校・家庭・地域社会で人権教育、啓発の取組を推進する。

生涯学習環境の充実	1 生涯学習の振興 2 社会教育施設における学習機会の充実
家庭・地域社会の教育力の向上	1 家庭の教育力の向上 2 地域社会の教育力の向上
人権教育・啓発の推進	1 人権教育の推進
スポーツの推進	1 スポーツ活動の推進
歴史・文化資源の整備と活用	1 文化財の保護と活用

## 生涯学習環境の充実

市民が生涯にわたり、多様な学習活動を行うことができるよう、主体的な学習活動を支援するとともに、学習機会の提供及び学習の成果を活かす場や機会の充実に努める。

### 1 生涯学習の振興

- (1) 生涯の各時期に応じた学習機会の提供と学習活動の支援
- (2) 生涯学習・社会教育における指導者の養成
- (3) 社会教育関係団体との連携・協力
- (4) ボランティア活動を推進する機運の醸成
- (5) 図書館、文化資料館などの施設ボランティアの活動の支援と協働

#### 特に配慮すべき事項

- (1) ・ふるさと向日市の歴史を活かした講座など多様な学習機会の提供

### 2 社会教育施設における学習機会の充実

- (1) 学校教育活動で積極的に活用してもらうための学習プログラムの開発
- (2) 社会教育施設や他の行政機関との連携による、生涯学習施策の総合的な推進

### 特に配慮すべき事項

(3) 施設の特徴を活かした学習機会と学習成果を活かした活動の充実

(3) 社会教育施設（公民館、図書館、文化資料館、天文館）の特に配慮すべき事項は、以下のとおり

#### <公民館>

・現代的課題に関する学習機会の充実と地域づくりの担い手の育成

#### <図書館>

・施設における蔵書構成やレファレンス※機能の充実  
・インターネットサービスや電子書籍サービス等の提供による利便性の向上

※レファレンスとは、図書館で、資料・情報を求める利用者に提供される、文献の紹介・提供などの援助

#### <文化資料館>

・向日市を中心とした地域に関する歴史・文化資料の収集・保管と展示・講座等での積極的な活用及びデジタルシステムを使った情報発信の拡充

#### <天文館>

・プラネタリウム投影と天文現象に応じた観望会や専門家による天文学講座・教室を開催し、天文学習施設としての機能を充実

## 家庭・地域社会の教育力の向上

家庭教育はすべての教育の出発点であり、その担い手である保護者自身が学ぶための学習機会の充実に努める。また、学校・家庭・地域社会が様々な活動を通して地域の絆を強めるとともに、よりよい社会を創るという目標を共有した上で連携・協働し、地域全体で子どもたちをはぐくむ環境づくりを推進する。

### 1 家庭の教育力の向上

- (1) 豊かな心をはぐくみ、家庭の教育力を高めるための学習機会の充実
- (2) 基本的な生活習慣の重要性や現代的課題※についての理解の促進
- (3) PTA活動の充実と保護者が参加しやすい環境づくりに向けた支援
- (4) 子どもが読書に親しみ、読書習慣を身につけることができる取組の充実

### 特に配慮すべき事項

- (1) 就学前からの子どもの家庭教育に関する学習機会の提供
  - (2) PTAと連携を図り、「早寝・早起き・朝ごはん」など基本的な生活習慣の重要性や、現代的課題への理解促進に向けた取組を推進
- ※ インターネット・SNSなどの正しい利用、危険ドラッグや大麻等の薬物乱用など

### 2 地域社会の教育力の向上

- (1) 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的な推進
- (2) 放課後児童の安全・安心な居場所の確保や体験学習を行う「京のまなび教室推進事業」の充実
- (3) 地域の青少年健全育成団体等と連携し、体験活動を推進
- (4) 学校・家庭・地域社会及び関係団体との連携による、子どもの健全育成と安全を守る活動の推進
- (5) 社会教育指導者及び社会教育関係職員の研修機会の充実

- (4) 地域の青少年健全育成団体等と連携を図り、「安全見守りパトロール」、「あいさつ運動」及び現代的課題への理解促進に向けた取組を推進

## 人権教育・啓発の推進

市民が生涯のあらゆる場や機会を通じて、人権尊重の理念や、同和問題など様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、実践につながる主体的な学習活動の促進と、その啓発に努める。

## 1 人権教育の推進

- (1) あらゆる人権問題に対し、豊かな人権感覚を持ち、幸せな社会生活を営めるよう、人権意識の高揚のための取組の充実
- (2) 高齢者や障がいのある人が社会活動に積極的に参加しやすい環境づくりの推進

### 特に配慮すべき事項

- (1)・「部落差別の解消の推進に関する法律」等差別のない社会の実現をめざした法律を踏まえ、社会教育関係職員及び関係団体指導者が人権問題を学習する機会の充実
  - ・ 関係機関・団体等と連携した総合的な取組による、人権に関する多様な学習活動の推進
  - ・ 障がいのある人について、正しい理解と認識を深めるための学習機会の充実

## スポーツの推進

スポーツを「する」「みる」「ささえる」※を通じたスポーツ人口の拡大を目指し、市民が健康で心豊かに暮らせるよう、市民一人一人のライフステージに応じたスポーツ活動の推進とスポーツに親しめる環境の充実を図る。

※「する」「みる」「ささえる」 文部科学省策定「スポーツ基本計画」で提唱

## 1 スポーツ活動の推進

- (1) 子どもから高齢者まで、障がいのある方もない方も、気軽に参加できるライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- (2) 超高齢社会において健康で自立した生活を送れるよう、健康寿命の延伸に向けた取組の推進
- (3) スポーツを楽しめる環境づくりの推進
- (4) 「スポーツを通じたまちづくりに関するフレンドシップ協定」による市民の体力向上に向けた取組の充実

### 特に配慮すべき事項

- (1)・公益財団法人向日市スポーツ文化協会等との連携によるスポーツ活動の推進及びスポーツ実施率の向上を図る取組の充実
- (2)・高齢者をはじめ多くの方が、日常的な運動による健康の維持、体力の向上を図ることができる機会の充実
- (3)・総合型地域スポーツクラブ「ワイワイスポーツクラブ」への支援
  - ・ 学校体育施設の利用促進

## 歴史・文化資源の整備と活用

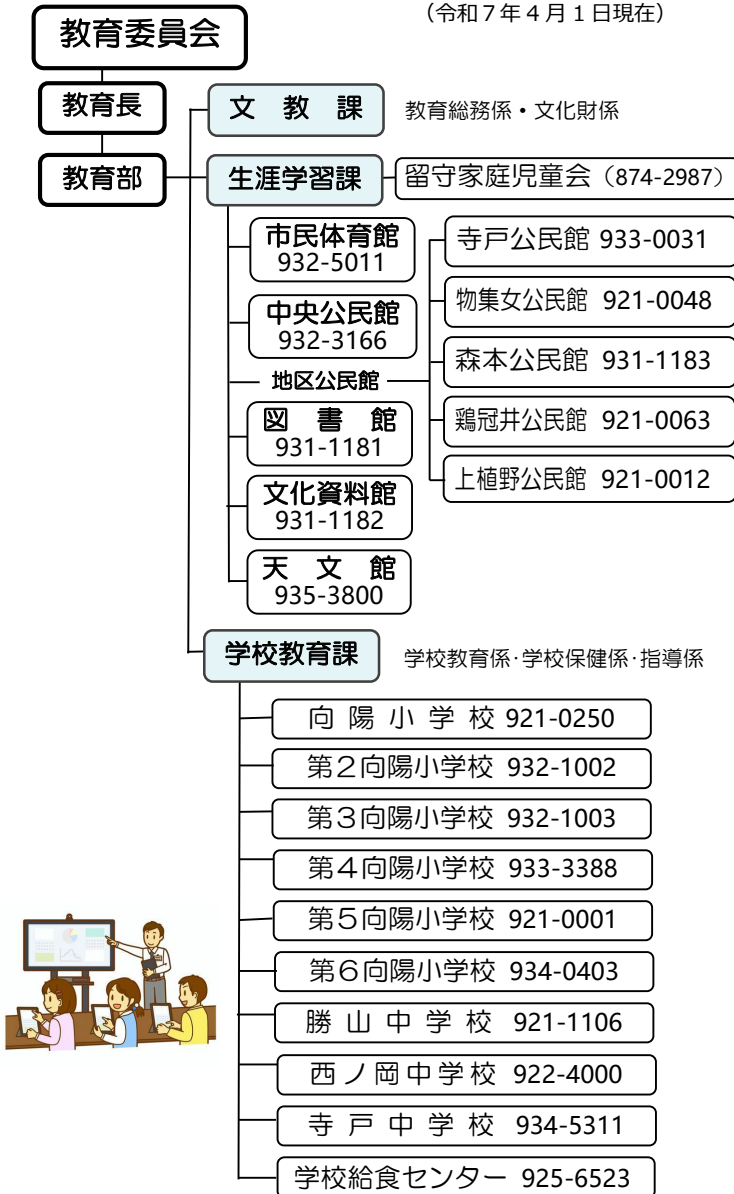
文化財の保護及び積極的な整備や活用に努め、歴史・文化資源を未来に継承する。

## 1 文化財の保護と活用

- (1) 史跡長岡宮跡や史跡乙訓古墳群等の歴史・文化遺産の調査・保存・整備と、その普及・啓発及び活用の促進

# 向日市教育委員会組織図

(令和7年4月1日現在)



## 向日市教育委員会

〒617-8665 京都府向日市寺戸町中野 20 番地  
TEL (075) 874-2998 FAX (075) 931-2555

### 図書館

向日市に住んでいる方、在学・在勤している方  
ならどなたでも借りることができます。

#### 開館時間

- ・午前 10 時～午後 6 時
- 返却だけのご来館の場合、ブックポスト  
をお使いください (24 時間利用可能)

#### 休館日

- ・月曜日 (休日の場合は開館し、直後の平日を休館)
- ・資料整理日 (毎月 1 日/ただし、土・日・月・休日の場合は直後の平日)
- ・特別整理期間 (不定期)
- ・年末年始 (12 月 28 日～1 月 4 日)
- ・特別警報、暴風警報発令等の場合



ホームページ



LINE

### 文化資料館

古代の都・長岡京について常設展示し、また向日  
市を中心に乙訓地域の古文書や民具などを収集・  
整理して、大切な文化遺産を未来に伝える役割を  
果たしています。

#### 開館時間

- ・午前 10 時～午後 6 時  
(入館は午後 5 時 30 分まで)

#### 休館日

- ・月曜日  
(休日の場合は開館し、直後の平日を休館)
- ・資料整理日 (毎月 1 日/ただし、土・日・月・休日の場合は直後の平日)
- ・年末年始 (12 月 28 日～1 月 4 日)
- ・特別警報、暴風警報発令等の場合



ホームページ

### 天文館

天文館には、定員 80 人のプラネタリウム室と口  
径 40 cm の反射望遠鏡が設けられているドーム型  
天体観測室とを備えています。

#### 開館時間

- ・午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分  
(入館は午後 5 時まで)

#### 休館日

- ・毎週月・火曜日
- ・国民の祝日・休日、機械調整日
- ・年末年始 (12 月 27 日～1 月 4 日)
- ・特別警報、暴風警報発令等の場合



ホームページ

## 教育相談はこちらへ

児童生徒や保護者を対象に、不登校やいじめ等をはじめとした学校教育や子育てに関する  
問題の解決を図るため、教育相談を行っておりますので、お気軽にご相談ください。



### ●学校教育や子育てについて

スクールホットライン

- ・教育委員会学校教育課内
- ・月～金 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
- ・TEL (075) 931-6060

### ●小中学生自身の悩みや子育ての悩みについて

教育相談員

- ・教育委員会学校教育課内
- ・火・木 午前 10 時～午後 4 時 (休憩時間含む)
- ・TEL (075) 874-2998

### ●不登校児童生徒のための自立支援について

スクールカウンセラー

- ・向陽小学校及び各中学校に配置
- ・お問い合わせは、在籍している小・中学校へ連絡してください。

### ●子どもの発達や障がいについて

ひまわり広場

- ・向日市天文館内に開設
- ・月～金 午前 9 時 30 分～正午
- ・TEL (075) 874-2998

### ●障がいのある児童生徒の就学及び教育的支援について

通級指導教室

- ・各学校に設置
- ・お問い合わせは、在籍している保育所・幼稚園等、小・中学校へ連絡してください。

教育支援委員会

- ・お問い合わせは、在籍している保育所・幼稚園等、小・中学校へ連絡してください。

# 向日市の 史跡等



## ● 物集女城跡

国指定史跡  
東西約 70m、南北約 75m の方形半郭の城館です。乙訓惣国の 1 人として活躍した物集女氏の居城です。



## ● 物集女車塚古墳

国指定史跡  
古墳時代後期の全長約 46m の前方後円墳で、毎年、整備した横穴式石室を公開しています。



## ● 森本遺跡

市指定史跡  
森本遺跡は、静岡県登呂遺跡と並び代表的な弥生時代の水田跡として知られています。遺構からは全国的にもめずらしい人面付土器が出土し、府の文化財に指定されています。

## ● 竹の径

府選定文化的景観  
向日市特産の「孟宗竹」を使った総延長が 1800m の竹垣の散策路です。日本ウォーキング協会「全国歩きたくなる道 500 選」などに選ばれています。



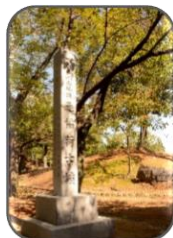
## ● 寺戸大塚古墳

国指定史跡  
古墳時代前期の全長約 98m の前方後円墳です。



## ● 桓武天皇皇后陵

長岡京を築いた桓武天皇皇后のお墓として宮内庁管理の陵墓になっています。直径約 65m、高さ約 7m の円形をしています。



## ● 元稻荷古墳

国指定史跡  
古墳時代前期の全長約 94m の前方後方墳です。



## ● 須田家住宅

府指定文化財  
西国街道と愛宕道、丹波道の分岐点にある明治 30 年代まで醤油製造業を営んでいた旧家です。



## ● 石塔寺

鎌倉時代末期創建と伝えられています。毎年、5月3日の花まつりには、府指定文化財の鶏冠井題目踊が奉納されます。



## ● 西国街道

京都の「東寺口」を起点として「向日町」を経て「摂津」へと向かう古くからの街道です。



## ● 向日神社

国重要文化財・国登録文化財  
養老 2 年（西暦 718 年）創建の古社。本殿は、室町時代の三間社流造（さんげんしゃながれづくり）という建築様式です。



## ● 中小路家住宅

国登録文化財  
西国街道沿いに建つ旧家。幕末に聖護院門跡領の庄屋を務め、同じ頃に建てられた主屋のまわりに長屋門や蔵が連なります。



## ● 大極殿公園

国指定史跡  
桓武天皇が政治を司ったところが大極殿（だいごくでん）です。昭和 39 年に国の史跡に指定されました。平成 22 年には、天皇皇后両陛下の行幸啓があり、文化資料館とともに立ち寄られました。毎年、11 月 11 日には長岡京遷都を記念して大極殿祭が行われます。



## ● 朝堂院跡

国指定史跡  
長岡宮の中央にあった朝堂院は、国の儀式を行う、今の国会議事堂のような政治の中心。西第四堂と南に続く楼閣跡は、案内所も付設した公園として整備しています。



## ● 五塚原古墳

国指定史跡  
古墳時代前期の全長約 92m の前方後円墳です。



## ● 東院公園

市指定史跡  
長岡宮の内裏と同じ規模をもつ建物群が発見された離宮跡。現在、市民プールを含む公園として整備されています。



## ● 内裏跡・旧上田家住宅

国指定史跡・国登録文化財  
長岡宮の天皇の住まいがあった場所に建つ近代の農家住宅です。



## ● 一文橋

西国街道沿いで、小畑川に架かる橋。通行人から一文ずつ徴収して橋の架け替えの費用に充てたという伝承からこの名前がついています。



向日市議会令和7年第1回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会質疑について

令和7年3月25日  
文 教 課

令和7年3月5日から7日までに開催されました、向日市議会令和7年第1回定例会一般質問答弁について、教育委員会分は以下のとおりでしたので報告します。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(日本共産党議員団 米重 健男) 第3次ふるさと向日市 創生計画について 土地利用について 史跡・文化財の保全・活 用について</p>	<p>【環境産業部長答弁】 「史跡・文化財の保全・活用について」だが、史跡長岡宮跡、乙訓古墳群などにおいては、竹や樹木の伐採、除草や清掃を年間を通じて計画的に行っているところである。</p>
<p>(日本維新の会 無所属の会 松本 みゆき) 不登校・引きこもり支 援について 向日市における不登校 対策の現状について</p>	<p>【教育長答弁】 令和5年度の全国の不登校数は過去最多となっており、本市においても、不登校数は年々増加傾向にあることから、喫緊の課題であると認識している。 不登校児童生徒への支援については、平成29年2月に施行された、いわゆる教育機会確保法に基づき、文部科学省において基本指針が作成され、同指針において、不登校児童生徒への支援については、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があるとされている。 また、不登校児童生徒数が増え続ける中で、同省において令和5年3月、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策、いわゆるCOCOLOプランが取りまとめられたところである。 同対策の中では、不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整えること、心の小さなSOSを見逃さず、スクールカウンセラー等と連携し、「チーム学校」で支援すること等の重要性について示されている。 京都府教育委員会においては、令和5年度から、不登校傾向の児童生徒を丁寧に見立て、校内に居場所をつくり、切れ目のない支援につなげていくシステム作りを目的に、「不登校児童生徒支援システム構築事業」を実施されている。 本市においては、勝山中学校ブロックがその指定を受け、ブロックの1中学校2小学校において、校内教育支援センター、いわゆる「もう一つの教室」を設置し、支援体制の構築に取り組んでいるところで</p>

<p>校外フリースクールとしての民間連携について</p> <p>(コメント)</p> <p>学校に行かないことを選択したくても、選択が許されるか、家庭内の問題も大きいと思う。子どもたちの第3の居場所を作れるよう支援していきたい。</p> <p>(MUKOクラブ 近藤 宏和)</p>	<p>ある。</p> <p>「もう一つの教室」での支援をとおして、これまで学校に登校しづらかった児童生徒が登校できるようになった事例や、継続して登校することで、丁寧な進路指導が可能になり、進路保障につながった事例など、学校から報告を受けている。</p> <p>本事業については、教育委員会として、学校と連携しながら、研究を後押しするとともに、指定を受けていない小中学校に、勝山中学校ブロックでの実践を広めていくよう、取り組んでいく。</p> <p>また、市として、不登校の早期発見・早期対応を目的に、スクールカウンセラー等の専門家チームが、学校を巡回し、児童生徒、その保護者や、担任等の支援に係る相談に乗るなど、きめ細やかな教育相談体制の充実を図っているところである。</p> <p>さらに、教育支援センターひまわり広場を設置し、学校に登校しづらい児童生徒の自立に向けた支援をしているところである。</p> <p>近年、ひまわり広場では、登録者数や1日当たりの通所人数が増加傾向にあり、よりきめ細やかな支援の充実が求められていることから、市役所敷地内で、より広く使えるような場所の確保に向け、現在検討しているところである。</p> <p>教育委員会としては、引き続き、誰一人取り残されない学びの保障に向けた、市の不登校対策の充実に努めるとともに、誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりを、進めてまいりたい。</p> <p>これまでから、学校や教育委員会が、積極的に、本市の児童生徒が通所するフリースクール等の民間施設に訪問し、施設や活動内容について、把握に努めてきたところである。</p> <p>また、フリースクール等民間施設とは、児童生徒の状況を共有し、支援の方向性を協議するなど、定期的に連携を図るとともに、学校長と教育委員会が慎重に判断して、施設への通所を、学校の出席認定としているところである。</p> <p>今後も、学校と連携を図りながら、児童生徒の居場所の一つとなるようなフリースクール等民間施設について、必要とされる家庭には、学校をとおして情報を提供し、支援をしてまいりたい。</p> <p>【部長答弁】</p> <p>現在、それぞれの学校のプールで水泳授業を実施し、学校にプール</p>
---	---

<p>小中学校の今後のあり方について 小中学校の水泳授業について</p>	<p>が設置されていない勝山中学校では、水泳授業に代えて、水泳の事故防止に関する心得を指導しているところである。</p>
<p>水泳授業の実施方式ごとのメリット・デメリットについて 今までどおりの管理運営</p>	<p>プールが学校の敷地内にあることで、授業間の移動が短くて済み、授業時間の確保が容易にできる点や、複数の教員による安全体制の確保や授業に遅れてきた生徒等についても、臨機応変に対応できることなどがメリットとして挙げられる。</p> <p>デメリットについては、今後見込まれる維持管理費が一番の課題として挙げられ、老朽化が著しい小学校全6校のプールをこれまでと同様に、今後30年間、水泳授業を実施した場合の概算費用が、約19億5千万円と多額になることを「向日市民温水プールあり方検討会議」でも示している。</p>
<p>水泳授業の民営化</p>	<p>民間のスイミングスクールなどに水泳の授業を委託するものと存じるが、学校プールの維持管理費が不要となり、費用面でのメリットがあることに加え、プールの清掃や日常点検といった管理面においても、負担が軽減されるものと存じている。</p> <p>また、児童が専門のインストラクターから水泳の技術指導を直接受けることができ、天候に左右されず、熱中症リスクを低減できることもメリットとして挙げられる。</p> <p>デメリットとしては、民間事業者には自社の運営があることから、既存顧客の利用が多い時間帯や曜日などを避け、授業を受け入れできる営業日や時間帯などを限定することも想定されるため、学校側の意向と民間事業者の営業スケジュールとの調整が難しいことが予想される。</p> <p>また、費用面についても、受託する民間事業者によって金額は異なるため、具体的な金額を示すことは難しいが、指導の委託料や施設使用料等に加え、学校から民間施設への移動に伴うバス費用の負担が必要になるものと存じる。</p>
<p>公営のプールに専任のインストラクターを置く形で委託することについて</p>	<p>新たに整備する市民温水プールのような公設のプールで専任のインストラクターを置く形を想定されての質問かと存じるが、市民温水プールを利用しても、水泳授業は基本的には教員が行うものと考えている。</p> <p>この場合は、インストラクターへの委託料を軽減できることがメリットと考えられる。</p> <p>専任のインストラクターを置いて実施した場合については、民間のスイミングスクールへの委託と同様に、学校プールの維持管理費が不要となり、これまでどおりに学校プールで授業をする場合と比較して、維持管理費用面でメリットがある。</p> <p>また、「向日市民温水プールあり方検討会議」の報告書においても、「新たに整備する市民温水プールで学校の水泳授業ができるように整備することで、今後必要と見込まれる学校プールの改修費用を不</p>

要とし、市全体で見たときの財政負担が低減する」という意見をいただいているため、公設のプールで授業を実施する場合、こうした意見にも合致してくる。

更に、市民温水プールは、これから新たに整備する市の保有施設となるため、本市が管理運営の事業者を選定する際に、条件を設定するなど、柔軟な対応ができることは大きなメリットであると考えられる。

デメリットについては、インストラクターへの委託料や学校からの移動に伴うバスの費用負担が発生することは、民間委託方式と変わらないが、民間のスイミングスクールに委託した場合と比較すると、施設利用料については抑えることができるものと存じている。

以上が、ご質問いただいた3つの方式に伴う現時点で考えられるメリット・デメリットである。

なお、授業の実施方法については、具体的な内容は決定していないため、今後、「向日市民温水プールあり方検討会議」の報告を踏まえ、慎重に進めてまいりたい。

(コメント)

10年後、20年後を見据えた議論をしていく必要がある。委員会で議論していきたい。

小中学校の今後のあり方について  
校内フリースクールについて

【教育長答弁】

全国的に不登校児童生徒数が増え続ける中で、文部科学省において令和5年3月、不登校対策として、いわゆる「COCOLOプラン」が取りまとめられたところである。

同対策の中では、不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整えることの重要性について述べられており、校内フリースクールにあたるものとして、校内教育支援センター、いわゆる「もう一つの教室」の設置についても示されているところである。

また、同対策では、自分の学級に入りづらい児童生徒については、学校内に、落ち着いた空間の中で、自分のペースで学習・生活できる環境があれば、学習の遅れや不安も解消され、早期に学習や進学に関する意欲を回復しやすいとされている。

本市の現状については、京都府教育委員会において、令和5年度から、勝山中学校区が指定を受け、校区内の1中学校2小学校において、校内教育支援センター、いわゆる「もう一つの教室」を設置しているところである。

「もう一つの教室」においては、通室する児童生徒個々の状況に応じて、子どもが、担当教員や担任と一緒に時間割を決めたり、目標を

部活動の地域移行について

たてて活動するなど、自己決定や自己選択の機会を大切に、個々のペースで過ごしている。

その中で「できることが増え、学習への意欲が高まった」、「同じ教室に通室する児童生徒の中で、かけがえのない友人を見つけることができた」、さらには、「子どもたち自身が、もっとこうしたいという思いを他者に伝えることができるようになった」、など子どもたちの成長が伺える報告を学校から受けている。

教育委員会としては、「もう一つの教室」が、子どもたち一人一人が尊重され、理解される上で、貴重な場となっていると考えている。

また、指定を受けていない小中学校においても、心の相談サポーター等を活用して、校内教育支援センター機能を有する教室を開設するなど、現状の学校体制の中で、工夫しながら、個々の丁寧な支援にあたっているところである。

令和5年8月に、本市における部活動地域移行のあり方について、現状や課題を把握するとともに、各方面からのご意見をいただくために、学校関係者や保護者、スポーツ・文化団体の関係者等にもご協力いただき、「向日市部活動地域移行懇談会」を発足させた。

これまで令和5年度に中学校の部活動の参観も含め2回、令和6年度には中学校の教職員をはじめ、中学1,2年生とその保護者及び小学5,6年生とその保護者にアンケートを実施するなど、2年間で計4回の会議を重ねてきた。

アンケートをとおして、教職員で部活動にやりがいを感じているのはおよそ半分にとどまり、約7割が何らかの負担感を感じている実態が明らかとなった。

また、中学生は現在の部活動におおむね満足しており、顧問の指導についてどう思うかという問いに「日々の指導に感謝している」「技術以外にも学ぶことが多い」と多くの生徒が回答している。

さらに、地域への移行に関しては、地域の指導者から「専門的な指導が受けられる」や「他校の生徒との交流で意欲が向上する」との期待がある反面、「あまり期待することはない」との回答も多く見受けられた。

保護者については、約半数が「現在の部活動でちょうどよい」と感じており、部活動の地域への移行については概ね賛成としつつも、指導者の確保や顧問との連携、移行に伴い発生する費用や活動場所への送迎など様々な負担を心配する声が多く寄せられている。

懇談会ではこうしたアンケートの結果も踏まえつつ、委員の方々からは、これまでの中学校部活動が中学生の健全な育成に果たしてきた役割、これが大きいことや、日頃の学校生活を見守っている先生に指導していただけることの意義を大切にしていきたいとの意見が多く聞かれた。

現在、本市の中学生の数はほぼ横ばい状態であり、一定の学校規模を維持できることから、ただちに地域への移行が必要な状況ではないが、10年、20年先を考えると何らかの手立てが必要であると言

える。

また、教員の多忙な現状を踏まえると、部活動の地域への移行を考  
えることは、教員が生徒一人一人と向き合える時間の確保にもつな  
がり、本市の教育の充実に繋がることと考えている。

そのような中、国では令和7年度までの改革推進期の中間とりま  
とめが出され、令和8年度からの3か年を改革実行期間と位置づけ、  
令和10年度までには休日の部活動の地域展開等に着手するとの方  
針が示された。

しかしながら、具体的な施策や財政面での支援策等が示されてお  
らず、また、種目によっては、指導いただく人材の確保について、非  
常に困難が予想されることから、本市としても、現時点で取組みの方  
向性を決めることは難しいものがあると考えている。

今後においては、これまでの部活動の良さを生かしつつ、地域の方  
に顧問の先生と同じように部活動を指導していただける部活動指導  
員の活用を試行的に取り組むなど、長期的な視野に立って、国の動向  
にも注視しながら慎重に検討してまいりたい。

(再質問)

校内フリースクール  
を運営するためには、  
人の配置が必要なの  
ではないか。

(要望)

校内フリースクール  
に地域の人にも協力し  
てもらってはどうか。

(再々質問)

今、子どもたちが何  
を望んでいるのかにつ  
いて、アンケートで把  
握しているのか。

(要望)

経験・知識を持った退  
職後の方など、地域に  
おられる方々が、子  
どもたちの希望を叶え  
るために動こうという気  
分になるような広報や

【教育長再答弁】

京都府に対しては、引き続き配置の要請をしていく。

【教育長再々答弁】

問いとしては、「どんなクラブに入っていますか」から聞いており、  
自由記述もあるが、どんなクラブをして欲しいかは聞いていない。

今まで、中学校の部活動が生徒の健全育成に果たしてきた役割は  
大きいし、保護者や生徒もそう感じている。そういったことも含め検  
討していきたいが、現在の学校部活動を全て移行することは困難で  
あると感じている。

情報発信を。

(日本共産党議員団

山田 千枝子)

老人福祉センター桜の  
径及び市民温水プール  
等について

市民温水プールにおけ  
る温浴施設について

歩行訓練用レーンにつ  
いて

小中学生のプール利用  
について

小学5・6年生の留守  
家庭児童会の対策等  
について

保護者との懇談について

【部長答弁】

市民温水プールにおいて、お風呂やジャグジーといった温浴設備については、実施設計への反映は考えていない。

向日市民温水プールあり方検討会の検討会議の報告書に記載している内容については、会議が進む中で、委員から挙げた意見として紹介したものであり、温浴設備以外にも、「キッズスペース」や、「図書スペース」、「多目的室」、「マルシェ等ができるスペース」といった整備に対する意見も同様に列挙している。

これらの意見については、検討会議の最終回となった第5回目の会議で改めて提示し、委員の皆さまに、この整備内容が「プール以外の整備」として必要なものかどうかをご議論いただいた。

その結果として、「風呂やジャグジーといった温浴設備」等の整備は必要なく、必要最低限の整備として、「プール利用者以外も利用できる使用用途を設定しないフリースペースを整備すること」が、最終的な報告としてまとめられたところである。

議員ご提案の高齢者の歩行訓練用レーンについては、施設整備の段階で設置を検討するものではなく、施設の運用面で対応する内容と考えている。

検討会議の報告書においても、再整備のコンセプトの一つとして、「幼児から高齢者までの利用に配慮し、幅広く市民が活用できる施設」とすることも意見としていただいていることから、高齢者の利用にも、もちろん配慮をした内容で、施設運用に取り組んでまいりたいと存じている。

前回の向日市議会令和6年第4回定例会でもお答えしたとおり、検討会議の報告書の内容を踏まえ、新たに整備する市民温水プールで学校の水泳授業ができるように整備を進めている。

更に、市民温水プールでの水泳授業の実施にあたっては、小学校のプールが中学校と比較し、設置から経過年数が長く、老朽化が著しいため、小学校を優先して実施することを検討しており、老朽化が著しい学校から順次移行していくことを想定しているとお答えしたとおりである。

また、ご質問の送迎などの具体的な運用については、今後検討を進めていく。

留守家庭児童会の保護者会との懇談会については、これまでから各保護者会と生涯学習課の間で毎年開催しており、特に令和6年度については、定例の懇談会に加え、5・6年生の受入れ停止に伴う臨時の懇談会も開催したところである。

当日、出席された保護者の中には今年度の4年生・5年生の保護者もおられたほか、他の保護者においても各児童会保護者会の代表として出席されており、高学年のお子様がおられる保護者の意見もお伺いしていることから、改めて懇談の場を設けることは考えていな

<p>自習室以外の居場所について</p>	<p>い。</p> <p>教育委員会としては、長期休業期間中、5・6年生に大人の目が行き届かないという保護者の方々の声を踏まえ、自習室を開放したいと考えている。</p>
<p>学校教室の利用について</p>	<p>遊びや運動の場としては、夏季休業期間中、学校のグラウンドを開放しているのでそちらをご利用いただけるかと存じる。</p> <p>なお、自習室は児童福祉法に定められた放課後児童健全育成事業とは異なるものであることから、放課後児童支援員ではなく、利用者のトラブル防止や、会場となる施設の管理のためのスタッフを配置する予定である。</p> <p>留守家庭児童会として学校の教室を利用する場合、利用時間が放課後から最長午後7時まで、また、土曜日や学校の長期休業期間中にわたることとなる。</p> <p>校舎内の設備には、児童が触ると危険なものもあるほか、個人情報などの機密性の高い情報も存在することから、実際に学校の教室を利用するに当たっては学校や教職員との連携が不可欠であり、こうした児童の安全や施設管理といった難しい課題を解消する必要があるものと存じている。</p>
<p>夏場の昼食の改善について</p>	<p>長期休業期間中の昼食の準備が保護者にとって負担となっていることは、懇談会の場でも意見としてお伺いしている。</p> <p>しかしながら、ご承知のとおり、夏季休業期間中は学校給食は実施しておらず、また、児童会施設には調理スペースがない。</p> <p>保管場所についても施設の余裕スペースの関係から、必要最低限の家庭用冷蔵庫があるのみで、全ての児童の昼食を保管するスペースがない。</p> <p>長時間、常温で放置することで食中毒のリスクが高まることから、児童会として昼食を提供するに当たっては、衛生面での課題があると考えている。</p>
<p>指導員の指導や研修について</p>	<p>また、長期休業期間中は、育成時間が午前からと長時間になることから、指導員が交代制をとっており、昼食の提供に当たっては、人員体制にも課題があると考えている。</p> <p>留守家庭児童会ではクラス担任制をとっており、各クラスに2人の常勤指導員または補助員を配置している。</p> <p>このうち最低1人は一定の経験のある指導員を配置し、新人や経験の浅い指導員をフォローできる体制を整えている。</p> <p>また、長期休業期間を除き、毎月、指導員研修として「児童の指導」や「保護者対応」といった育成のスキルアップに繋がる内容や、「救命救急」「消防訓練」「不審者対応」といった危機管理に係る内容の研修を実施している。</p> <p>最後に、通告にはなかったが、退職理由についてということでご質問があったので、お答えできる範囲でお答えしたい。</p> <p>それぞれ家庭の事情など、様々であるため、この場で個々の事情というのは申し上げることは差し控えるべきと思うが、この間、やはり</p>

<p>(再質問)</p> <p>高齢者の歩行者レーンについて実施設計で配慮できないか伺う。</p> <p>送迎について、いつごろまでに提案できるのか。</p> <p>自習室について、自由に入出りできるのか。昼食は。</p> <p>退職指導員に寄り添いながら意見をきいていく必要があるのでは。</p> <p>(要望)</p> <p>コミセンやグラウンドなど場所をいろいろ変える必要があるのはどうか。昼食やおやつもない。食事ができるよう考えてほしい。指導員をつけてほしい。</p> <p><b>万博への無料招待に係る安全対策について安全性の説明について</b></p>	<p>向き不向きという部分も非常に大きいのかなとは感じている。</p> <p>子どもが好きという部分で、指導員として関わっていただけたけれども、実際子どもたちを目の前にすると、なかなかそういった初めの思いと実際に仕事として活動する自分の所作など、いろいろな部分でギャップを感じておられるという部分も、この間見聞きして、感じてきているところである。</p> <p><b>【部長再答弁】</b></p> <p>あり方検討会議のコンセプトをみても、深さについても当然シーンによって変えられるような工夫をしていかねばならないと思っている。</p> <p>どこの学校からかはこれから先であるが、送迎は想定はしている。具体的にいつごろかは、現在、解体工事や基本設計の最中であり、今後実施設計、建築工事と進む。竣工の時期は見通せていないのでもう少し先になる。</p> <p>予約制は考えていない。利用時間や方法については、児童が主体性をもって活用してほしい。図書館研修室等での昼食をとるのは難しいので一旦、帰宅されるといった対応になるのでは。</p> <p>長く勤めていただきたいので、退職理由や続けることができないか等ききとりや相談を行うとともに、次の研修にも繋げている。</p> <p><b>【教育長答弁】</b></p> <p>熱中症対策等について、博覧会協会では、「待機列に対する対策」「会場内の日陰の創出」「給水環境の整備」など、様々な対策の実施を計画されている。</p> <p>待機列への対策としましては、そもそも混雑を緩和するために、原則的には入場予約制による待ち時間の短縮を図るとともに、日よけ用のひさしやすだれ等の設置によって日射を抑制される。</p> <p>加えて遮熱性アスファルトの採用やスポットエアコンの活用が計</p>
--	---

<p>参加時期について</p> <p>(再質問) 万博会場は安全と言っても良いのか。</p>	<p>画されている。</p> <p>会場内の日陰創出等については、テントやパラソル、パーゴラ、会場中央部の「静けさの森」への植樹による日陰の創出に加え、大屋根リング下部へのシェードの取り付けによる西日の抑制がなされている。</p> <p>さらには、会場内に多数の微細ミストやスポットエアコンの設置が計画されているが、最近の報道では、空調総合メーカーが、自然エネルギーを活用した壁面の氷パネルからの冷輻射により、外気よりも5度程度冷やすことができる「氷のクールスポット」という大型の休憩所も設置されるようである。</p> <p>給水環境の整備としては、マイボトル給水機やウォーターサーバーを会場内各所に多数設置される。</p> <p>また、万が一の救急対応として会場内に3か所の診療所とともに、5か所に応急手当所が設置され、会場周辺での事故についても、交通警備隊から消防機関への通報が迅速になされるとお聞きしている。</p> <p>その他、地震等の自然災害については、以前にもお答えしており、施設そのものが南海トラフ巨大地震を想定した設計となっている。</p> <p>地震発生時においても、直後の安全確保や落ち着いた段階での屋外避難場所等への誘導、そして、安全確認後の帰宅支援に至るまでの対応が想定されている。</p> <p>このように様々な想定の下、対策が講じられていることから、他の校外行事と同様に、改めて保護者等への説明会を開く予定はない。</p> <p>4月下旬に2校、6月に1校、7月上旬から中旬に4校、9月に2校が予定をしており、また、小学校では、5・6年生が同日に参加する予定である。</p> <p>なお、下見については多くの学校が現在日程調整中だが、4月実施の学校については、4月14日を予定しているところである。</p> <p><b>【市長再答弁】</b></p> <p>子どもたちに一定の刺激や感動を与えることは間違いなく、そうした価値はあると思っている。</p> <p>教育委員会には、子どもたちの教育的安全が担保されて、教育的価値があるというのであれば、行ったらいいのではないかとっており、その判断で行かれるということなので、安全性は担保されていると確信している。</p> <p><b>【教育長再答弁】</b></p> <p>教育的価値がどこにあるのかとすることを大切にしている。</p> <p>学習指導要領では体験的に学び課題解決できる力が大切であるとされている。</p> <p>万博は4つのテーマを掲げ、探究的な学習の場が用意されており、教育的意義があると考えている。</p>
--	---

安全性についても、協会から様々な自然災害等についての防災計画が示され、また、その研修や訓練も実施されており、安全であると判断している。

(要望)

4月実施の学校では14日に下見ということであるが、大変な混雑も予想されているので、下見をした結果、安全が確保されないと判断したら、中止も含めて考えていただきたい。

(MUKOクラブ  
和島 一行)  
公民館における動物の  
譲渡会について

【市長答弁】

本市では、令和3年6月から、動物愛護の意識啓発と、望まれない繁殖による不幸な猫を増やさないために、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助事業に取り組んでおり、令和3年度から令和7年1月末までに246頭の猫の不妊・去勢手術費等の補助を実施したところである。

また、市民の皆さまや、市民団体の皆さまには、保護猫活動において、里親探しや譲渡会の開催などに日々活動いただいていると存じている。

公民館での保護猫譲渡会の開催についてだが、本市の公民館管理運営規則において、公民館への動物の持ち込みについて、明確な規定はないが、学習や文化活動の場として多くの人が集う公民館においては、アレルギー反応や鳴き声など、衛生面や、環境面での課題が懸念されることから、介助犬、盲導犬などを除き、屋内へのペットを含む動物の持ち込みは、ご遠慮いただいている。

一方で、市としては、人と猫との調和のとれた共生社会の実現をめざしていることから、保護猫譲渡団体などから、問い合わせがあった際には、屋内の開催場所を提供できず心苦しく感じていたところである。

保護猫譲渡会の開催にあたっては、施設の利用団体の皆さまの理解と、アレルギー反応や衛生面への課題解決が必要であると考えている。

議員の通告にある亀岡市のギャラリーなどの3つの施設は、十分な換気が取れることに加え、庭など外と直接つながっていることから土足のまま入場ができ、清掃が容易である施設である。

現在、本市の公民館をはじめ、その他の公共施設においてもそのような条件を満たす施設はないが、例えば、公民館機能に移転した後の現寺戸公民館の一部を活用するなど検討してまいりたいと考えてい

<p>(要望)</p> <p>現寺戸公民館が公民館機能がなくなった際に、実施をお願いしたいと言おうとと思っていたところ、ご答弁いただいた。是非お願いしたい。</p> <p>(明日の向日 林 リエ) 子どもに関する施策について 市長への政策提言について</p> <p>校内教育支援センターについて</p>	<p>る。</p> <p>【教育長答弁】</p> <p>昨年11月20日に勝山中学校で行われた「地域の未来について-勝山中の未来の提言-」は、中学校における社会科学習、キャリア教育、ふるさと学習の集大成としての教育活動である。</p> <p>この教育活動は、勝山中学校3年生の各学級で選ばれたグループと生徒会本部役員が代表として、向日市についての政策の提案を、安田市長に直接自分たちの言葉で堂々とプレゼンテーションしたものである。</p> <p>生徒からの提案には、地域活性化を目指し「環境にやさしいイベントの開催」や「竹の径の宣伝」など中学生の目線にたった具体的な提案が行われた。</p> <p>安田市長からは、生徒が課題として考えていた民生費についてや市の財政状況などの説明だけでなく、思いつかなかったこともたくさんあり参考になったとの講評をいただいた。</p> <p>授業後に行ったアンケートからは、生徒が市政についてさらに考えたり新たな問いを持ったりする姿が見られ、貴重な学びの機会になったのではないかと考えている。</p> <p>学習指導要領では、「主権者として、社会参画意識の涵養や社会の課題を主体的に解決しようとする態度の育成」を重要な柱と明記しており、勝山中学校の教育活動は、まさにこのような力を生徒自身が実感しながら高めるものであったと考えている。</p> <p>他の中学校においても、選挙管理委員会と連携し、生徒自らが市長候補としての公約を掲げた模擬選挙に取り組むなど、それぞれの学校の状況に応じた学習を進めているところである。</p> <p>今後も社会の出来事を自分事として捉え、地域社会の一員として、主体的に社会に参画しようとする態度の育成に取り組んでまいりたい。</p> <p>令和5年度から、京都府教育委員会の指定を受け、勝山中学校区の1中学校2小学校において、校内教育支援センター、いわゆる「もう一つの教室」を設置しているところである。</p> <p>「もう一つの教室」においては、通室する児童生徒個々の状況に応じて、自己決定や自己選択の機会を大切に、個々のペースを尊重しつ</p>
---	--

<p>ひまわり広場について</p>	<p>つ、成長を促すよう支援にあたっているところである。</p> <p>教育委員会としては、勝山中学校区の実践をとおして、「もう一つの教室」がもつ、子どもたちにとっての学びの場、成長の場としての大きな可能性を感じているところである。</p> <p>また、指定を受けていない小中学校においても、心の相談サポーター等を活用して、校内教育支援センター機能を有する教室を開設するなど、現状の学校体制の中で、工夫しながら、個々の丁寧な支援に当たっているところである。</p> <p>今後、勝山中学校区の実践を、他の小中学校へも波及させるため、教育委員会としても、取り組んでまいりたいと存じる。</p> <p>昨日答弁したとおり、ひまわり広場における、登録者数や1日当たりの通所人数の増加を受け、よりきめ細やかな支援の充実を目指し、市役所敷地内で、より広く使えるような場所の確保に向け、現在検討しているところである。</p>
<p>シラバスについて</p>	<p>シラバス (Syllabus) とは、「学習支援計画書」のことで、文部科学省は、大学・高等専門学校・大学院が、各々の教育理念に基づき独自の教育課程を自主的・自律的に編成できることから、評価の客観性や厳格性を確保するため、すべての授業科目についてシラバスを作成、公開するように求めている。</p> <p>一方、小中学校においては、全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、教育課程を編成する際の基準となる学習指導要領を定めていることから、各学校では、学習指導要領に基づいた指導計画や評価計画等を作成することとなる。</p> <p>議員ご質問の勝山中学校のシラバスについては、各教科のねらいや評価の内容を保護者とも共有することを目的に、独自の取り組みとして作成し、説明が行われたと聞いている。</p> <p>他の小中学校についても、シラバスという形式ではないが、めざす子ども像を保護者へ提示するとともに、教育課程説明会や各懇談会等の機会を通じて、教科の学習についてや家庭での学習の在り方等について共通理解を図りながら、適切に教育活動を進めている。</p> <p>また、向日市教育委員会としては、「第2次ふるさと向日市創生計画」を踏まえ、総合教育会議において、市長と教育委員会が十分に協議・調整を図り、本市の教育に関する総合的な施策の根本となる「向日市教育大綱」を定めている。</p> <p>さらに、その年度に重点的に取り組むべき内容として作成している「向日市の教育」についても、毎年度見直しをしながら、本市として目指す教育について、各学校と共通理解を図り、その実現に取り組んでいるところである。</p> <p>今後においても、本市としてめざす子どもの姿を明確にしながら、学校と共通理解を図り、適切に教育活動を展開していきたいと考えている。</p>

(再質問)

校内教育支援センターについて、通室している生徒の登校率は何%あがったか。

登校しやすいように、どのような支援の工夫があるか。

専門性のある職員の配置が大事だと思うが、今後はどのように考えているか。

京都府の指定は来年度いっぱいではなくなるが、市独自の施策として取り組んでいただきたい。

ひまわり広場の移転について言えることはあるか。

(日本共産党議員団

北林 智子)

ヤングケアラー支援について

性教育について

【教育長再答弁】

手元にデータはないが、もう一つの教室に通室しようとする児童生徒数は増えてきており、自主的・自立的に学ぶ姿も見られ、教室に復帰につながるのではないかと、と思われる子どもの変容が見られると報告を受けている。

学校では、子どもたち個々にあった居場所をつくるよう心がけている。また、子どもたちが選択、自己決定する機会を大切に、自分たちで学びをつくることができるよう指導をしてもらっている。

現在も、勝山中学校区では、教員免許を持ったものが対応をしている。また、SCやSSWも配置・巡回しているところであるため、そういった専門性のある方の力もお借りしながら実施していく。

指定はなくなるが、指定を受けていない学校でも、現在学校の体制の中で、心の相談サポーター等を活用し、工夫して実施しているので、勝山中学校でもそのように実施していただきたい。市としても、府に引き続き人の配置を要望して参りたい。

現在、敷地内でふさわしい場所があるかどうか探している状況である。早ければ、4月あたりに保護者にも説明し、運営していきたい。

【教育長答弁】

学校における性に関する指導については、学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動が取れるようにすることを目的に、実施することとされている。

小学校においては、学級活動を中心に、体の発育や発達、思春期の心の変化について知るとともに、生命の誕生を通して、自分や友達の命の尊さや、性被害に遭わないためにどうすべきかについて、各学年の発達段階を踏まえ、学習を進めている。

また、中学校においては保健体育科等で心身の発達や生命を生み出す体の成熟について正しく理解し、異性の尊重とともに、性被害を踏まえた犯罪被害の防止や性感染症とその予防について学習しているところである。

さらに、中学校では総合的な学習の時間において、助産師や看護師による出前講座を活用しており、数多くの出産に立ち会ってきた現場の話や、映像を通して、妊娠や出産に関する正しい知識を身につけ、命について考える学習を行っており、命の大切さを見つめ直す貴重な時間になっている。

近年、子どもを取り巻く環境は、大きく変化しており、性情報の氾

濫等、子どもたちが性犯罪や性暴力に巻き込まれる可能性が高まっている状況があり、本市としても大きな課題であると考えている。

国においては、性情報の氾濫等の現代的な課題を踏まえ、令和2年6月、性犯罪・性暴力の根絶に向けた強化方針が決定されたところである。

その方針に基づき、文部科学省においては、生命（いのち）を大切にするとともに、とりわけ、子どもが性暴力の加害者や被害者、傍観者のいずれにもならないよう、いわゆる「生命（いのち）の安全教育」を推進するため、発達段階に応じた教材や指導の手引等が作成されたところである。

本市小中学校においては、これらの教材や指導の手引を従来の性に関する指導と併せて活用を始めており、全校で着実に実施しているところである。

性に関する状況は、世界的にも共通の問題であり、ユネスコにおいては、「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」において、生涯をとおして自らの権利を守る考えを身につけ、そのための知識や技能を獲得させることの重要性が示されているところである。

いずれにしても、性に関する指導については、児童生徒の発達の段階を踏まえ実施することが重要とされており、児童生徒の実態に応じて、何を、どのように伝え、考えさせるか、授業の構成や教材教具を工夫し、進めている。

今後についても、これまでから培ってきた性教育を進めるとともに、人権尊重を全ての教育活動の基盤に据え、児童生徒一人一人が、お互いの性を尊重し合える人間関係を築くことができるよう、努めていく。

（再質問）

試行的に生理用品を学校に置いてほしい。

現状よりも、さらに踏み込んだ性教育を行ってほしい。

（コメント）

学校現場も職員も多忙な中で頑張っていたが、子どもや高齢者の幸せのため私も頑張るので今後もよろしく願います。

【教育長再答弁】

学校においては、ヤングケアラーへの対応と違い、児童生徒の状況を把握する必要な機会であることから、試行的にでも置くことはしない。

包括的性教育が目指す8つの視点、人間関係、価値観、ジェンダー等、人権的な視点については、人権教育を基盤としたあらゆる教育活動に生かしていきたい。

<p>(日本共産党議員団 丹野 直次) 不登校支援・フリースクールにおける支援について 加配教員について</p>	<p>【教育長答弁】 本議会で他の議員にもお答えしているとおり、令和5年度の国の調査によると、全国の不登校数は過去最多となっており、本市においても、不登校児童生徒数は年々増加傾向にあることから、喫緊の課題であると認識している。 本市では、不登校もしくは不登校傾向が見られる児童生徒の居場所として、教育支援センターひまわり広場の設置や、各学校における別室の取組など多様な環境整備に努めてきた。 加えて、令和5年度からは、勝山中学校区の1中学校と2小学校が京都府教育委員会の指定を受けている。 その指定の中で、中学校には加配教員1名と小学校には非常勤の教員1名の配置をいただきながら、校内教育支援センターの設置に小中学校の連携により取り組んでいるところである。 加配教員による継続した支援や、小中学校の連携による情報交流に加え、ひまわり広場との連携も図る中で、不登校児童生徒が安心して過ごせる居場所の選択肢が増え、教室復帰や希望進路の実現にもつながるなど、成果を実感しているところである。 議員ご要望の常勤職員や指導者の配置の改善については、京都府教育委員会が配置を行うものではあるが、勝山中学校区での取組みの成果もありますことから、向日市教育委員会としては、今後も継続的に加配教員の増員を要望していく。</p>
<p>フリースクール利用料の財政支援について</p>	<p>これまでから問い合わせのあったフリースクールとは積極的に連携を図っており、現在、12名の児童生徒が、市の認定フリースクールに通学しているところである。 しかしながら、フリースクールの活動状況や負担額は様々であり、一律に財政支援を行うことは難しいものがある。 先程も申し上げたように、本市においては、教育支援センターひまわり広場や府の研究指定による校内支援センターなど、児童生徒の状況に応じた居場所の整備に努めている。 また、独自に臨床心理を学ぶ大学院生を「心の相談サポーター」として配置しており、各小中学校ではその活用も含め、校内支援センターに代わる取組みを工夫して行っている。 今後においても、保護者にとって経済的な負担のないこれらの施設等の充実を図る中で、児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細やかな支援に取り組んでまいりたい。</p>
<p>認定外のフリースクールについて</p>	<p>本市としては、フリースクールへの通所を、できるだけ学校への出席に認定したいと考えており、年々、認定施設の数も増えているところである。 しかしながら、民間フリースクールについては、それぞれの施設において、その性格、規模、活動内容、指導者の配置等は様々である。 中には、学校における教育活動と考えるには難しい場合もあることから、当該校の校長も交え慎重に判断をしているところである。</p>

<p>(再質問)</p> <p>少人数での教育とは一体何人以下を指すのか。党としては30人以下と考えているが思い切った提案を府にお願いしたい。</p>	<p>したがって、本市として認定できないフリースクールの利用については、そこで児童生徒が頑張っている姿を、学習や登校への意欲につながるよう、積極的に評価していきたいと考えているが、出席の認定は行っていない。</p> <p><b>【教育長再答弁】</b></p> <p>学級編成の基準は都道府県で決められるもので、言うべき立場にはない。</p> <p>現在、府としては子どもの状況等に応じて学級の人数を少なくして学級編成できる少人数学級か、あるいは人数はそのままで指導がきめ細かくできる少人数授業かを子どもの状況により選択できるように加配の配置をいただいている。</p> <p>引き続き、府に対して、より充実してもらうよう要望していく。</p>
---	---

向日市議会令和7年第1回総務文教常任委員会質疑要旨

- 1 日 時 令和7年3月13日(木) 午前9時55分～午前11時40分
- 2 場 所 向日市役所第1委員会室
- 3 委 員 松本委員長、長谷川副委員長、丹野委員、上田委員、近藤委員

議案第23号 令和6年度向日市一般会計補正予算(第8号)(所管分 文教関係分)	
	<p>○質疑 なし</p> <p>採決 — (挙手全員) — (可決)</p>

議案第1号 令和7年度向日市一般会計予算（所管分 文教関係分）	
	○質疑
	<b>【GIGAスクール端末について】</b>
委員	<p>タブレット更新に関連して3点ほど質問する。</p> <p>1点目は、ICT支援員の役割について。</p> <p>2点目は、アプリについて、児童によってインストールされているものとされていないものがあるようだが、どのように管理しているか。</p> <p>3点目は、ICT支援員を外部委託している市町があるが、向日市の見解はどうか。</p>
事務局	<p>1点目のICT支援員の役割について、現在学校教育課に1名配置されており、その者が中心となって各学校の問い合わせ等に迅速に対応している。また、各学校のICT担当教員を集めた会議を行っている。</p> <p>2点目のアプリについては、各学校が導入を希望するものを教育委員会へ届けを出してもらい、内容等を確認して認めたもののみ導入している。そのため、児童によって導入されているものとそうでないものはないと考えている。</p> <p>3点目のICT支援員の外部委託については、現状、学校教育課に配置している支援員と各学校のICT担当教員で必要な対応ができているため現状は検討していない。</p>
委員	<p>端末の更新について、小学校費で2,975万円、中学校費で1,311万5千円となっているが、何年に1度必要となるか。</p>
事務局	<p>端末については、現状使用しているものは令和2年度に国のGIGAスクール構想を受けて整備したものであり、現在GIGAスクール構想の第2期として全国的に更新が進められている。本市については、令和7年度予算で5年間のリース契約により更新することとしているため、5年間リース料が必要となる。</p>
	<b>【事務局運営費について】</b>
委員	<p>事務局運営費が4,609万円増加となっているが主な要因は何か。</p>
事務局	<p>事務局運営費増加の主な要因は、約8割が人件費の増加である。</p>
委員	<p>謝金について、今年度2,106万円であったものが令和7年度は1,004万円</p>

事務局	<p>と半額程度になっているが配置変更等があったのか。</p> <p>謝金については、ひまわり広場の指導員及び心の相談サポーターを会計年度任用職員として雇用するため別に予算化したものである。なお、教育相談員については、大学教授等が含まれるため、今後も従来どおり謝金としてお支払いする。</p>
委員	<p>学校図書館支援事業の予算が140万円程増額されているが経緯は何か。</p>
事務局	<p>学校図書館に配置している支援員について、会計年度任用職員として報酬を支払っているが、1時間の単価が上昇したことによる人件費の増である。</p>
委員	<p><b>【学校運営協議会について】</b></p> <p>89万1,000円予算計上して継続されるが、この数年間の協議会開催による具体的な変化や成果をどのように感じているか。</p>
事務局	<p>学校運営協議会について、令和5年度は準備のできた学校から順次取組を始めており、スタートはまちまちであった。今年度から全校で一斉の取組となり、導入から2年目を終えようとしている。その中で、成果としては大きく2点感じている。</p> <p>1点目は、運営協議会自体は年3回程度であるが、その他にも学校の様々な行事を紹介し、実際に参加していただく機会が増えたことで、学校運営に対する理解が深まったのではないかと感じている。</p> <p>2点目は、運営協議会の委員にPTAの代表や学校ボランティアの代表、地域学校協働活動等の代表者がいるため、この会議の中で一堂に会することで、諸団体の横の連携ができるようになってきた。</p> <p>現在、そういった中で、地域から学校に何ができるのか、また逆に学校の児童生徒が地域に何ができるのかということ熟議しながら、次年度に向けて取り組んでいるところである。</p>
委員	<p><b>【体育館の空調について】</b></p> <p>体育館の空調について、今後どのように運用していくのか。</p>
事務局	<p>熱中症対策という観点から、学校開放の団体向けに令和7年度の6月から10月の夏季の運用に向けて準備を進めているところである。暖房については今のところ考えていない。</p>
委員	<p><b>【第2向陽小学校の建て替えについて】</b></p> <p>第2向陽小学校の建て替えについて、説明会や保護者やPTAといった関係者の意</p>

	見聴取など、今後のスケジュールの予定は。
事務局	現在、基本設計に着手したところであり、意見聴取の方法等については今後検討していく。
委員	建て替えについて、学校運営協議会で話題になっていないか。
事務局	先日の第2向陽小学校の学校運営協議会では、協議会として子どもたちのために意見が言えるようにしていきたいと話題には上がっていた。
委員	建て替えにより新しい魅力的な学校になると思うが、校区外からの就学希望者が増えた場合どう対応するのか。
事務局	現在実施している弾力化制度では定員を設けており、希望者が増えた場合もその枠内で対応する必要があると考えている。
	<b>【給食費の無償化について】</b>
委員	給食費の無償化について、京都府内でも差があるが、地方の財政力の差によって無料であるところとそうでないところがあるのはおかしい。無償化に向けてどうしていくのか改めて市長の見解を伺う。
市長	この件については繰り返し申し上げているが、自治体の財政力によって無償化になるかどうかが決まるのはおかしい話で、またそれが自治体の競争のようになるのも決して正しいことでない。国として、小中学校の給食を無償化するのは当然だと思っており、全国市長会等あらゆる場面で要望しているところある。
委員	1食当たり単価が小学校で45円、中学校で46円となっている。これを公費負担するため3,700万円という額が高額だと感じる一方、栄養バランスのとれた給食が維持できるかについても心配である。全国で給食業者の倒産による給食の中止というニュースを聞くが、これに関する本市の見解はいかがか。
事務局	栄養バランスのとれた給食の維持という点について、令和5年度と令和6年度の2年連続で給食費を値上げし、その分を公費負担してきたが、連日報道されているとおり食材を含めた物価高騰が続いており、食材料費のやりくりが難しい状況である。給食提供に当たっては、児童生徒の発育に必要な栄養素をバランスよくとれるよう栄養教諭、栄養士が献立作成等を行っているため、現状については給食の質や味は維持できているということでご安心いただきたい。

	<p>なお、今後も物価高騰が続き、安心安全な給食の維持が困難と判断される場合においては給食費の改定も検討が必要だと考えている。</p> <p>調理委託業者については、契約時に他の給食業者を連帯保証人につけており、委託業者にもしものことがあった場合にはその業者が業務を引き継ぐことになっている。また、業者の負担はほとんどが人件費で、業者の人員配置等は栄養士から随時報告を受けており、業者の担当者とも定期的に話をしているため、運営状況に変わったことがないかについても引き続き把握していきたい。</p>
委員	<p><b>【天文館について】</b></p> <p>天文館のエアコン整備の状況と市外の方の講座料金について説明して欲しい。</p>
事務局	<p>エアコンについては、約840万円予算計上しており、こういったものを導入するかは検討中で夏までの工事完了を目指していきたい。</p> <p>講座の市外の方の料金設定については、市民の皆様のご利用はこれまでと変わりないが、市外の方からは事業に係る経費の実費を負担いただく方向で調整している。</p>
委員	<p>受益者負担の考え方について、教育長の見解を伺う。</p>
教育長	<p>基本的には自治体が何でも負担するのではなく、受益者にも理解いただける範囲内で負担していただくのが当然だと考えている。</p>
委員	<p><b>【主要事業について】</b></p> <p>主要事業に挙げられている史跡長岡宮跡大極殿東面回廊地区保全整備事業と向日庵買上事業、史跡物集女城跡買上事業についてそれぞれ内容や時期について教えて欲しい。</p>
事務局	<p>長岡宮跡整備事業は、現在、大極殿公園を東側へ拡張して公園として活用することを考えている。</p> <p>向日庵の活用については、耐震化の関係や土地所有者との交渉がこれからであるため、現時点ではどのように活用していくか未定である。</p> <p>物集城跡についても、買い上げについて所有者から正式に同意いただけていないため、活用については今後検討して参りたい。</p>
委員	<p>長岡宮跡大極殿整備事業は令和7年度で完了するか。</p>
事務局	<p>完了する予定である。</p>

委員	<p>史跡公園の購入などこれまでも色々行ってきたが、現在どのような整備状況になっているのか。国庫補助がつくのかも含めて伺う。</p>
事務局	<p>物集城跡の買い上げは全て単費ではなく、地方債で5億800万円程借り入れて行う。償還は令和8年度から始まるがその8割に対して国庫補助がつく。 長岡京跡の整備事業については、現在公園東側の拡充工事中である。</p>
委員	<p><b>【PEN食器の導入について】</b> PEN食器導入の経緯と子どもたちへのメリットを教えて欲しい。 今後中学校にも導入する予定はあるのか。</p>
事務局	<p>PEN食器導入経緯については、現在の強化磁器食器を平成5年度に導入しているが割れるため丁寧に扱うなど食事マナーの向上に寄与してきたが、一方で割れると怪我の恐れがあることや重たいので配膳時に負担がかかることが課題となっていた。安全性と利便性を考慮し、全国での小中学校で導入実績があり、軽くて割れにくいことから導入することとした。 子どもたちのメリットとしては、重さが今の半分程度で軽くて壊れにくくて扱いやすいという点が挙げられる。 まずは負担の大きい小学校に導入したが、中学校への導入については、小学校での使用状況などを踏まえて今後判断していきたい。</p>
委員	<p><b>【留守家庭児童会について】</b> 5・6年生の長期休暇中の対応について、昨年度一時中止を決定した際に総合教育会議が開かれていたがこういった議論がなされたのか。</p>
事務局	<p>今年度の総合教育会議は今後開かれる予定であるが、この件について協議する予定はない。</p>
委員	<p><b>【学級編成について】</b> 青森県や山梨県では35人学級が編成されている。教育的配慮も含めて35人や30人学級の実現をと考えるが見解を伺う。</p>
教育長	<p>本会議でも答弁したとおり、学級編成については都道府県レベルで議論すべきことであるため、京都府には様々な状況を踏まえて柔軟に学級編成ができるようお願いし</p>

	<p>ていく。</p> <p>現在京都府では、地域の児童生徒の状況等を踏まえ柔軟に弾力的に編成できるような定数を配置するという考えのもとで配置いただいている。これに基づき向日市としては配置いただいた教員を活用して、学級の人数を減らして少人数学級としたり、学級そのものの人数を変えないで、授業によって少人数授業となるよう工夫したりするなど、状況に応じて柔軟に対応しているところである。一律ではなく柔軟な体制を組める状況がベターな方法ではないかと考えている。</p>
委員	<p><b>【温水プールについて】</b></p> <p>市民温水プールの整備と駐車場について、現在の状況を伺う。</p>
事務局	<p>現在解体工事と基本設計を併せて進めているところで、完成時期や駐車場の取り扱いについては未定である。令和7年度予算に実施設計にかかる予算を計上しており、1日でも早い整備を目指している。</p>
委員	<p>温水プール着工まで、土地利用の予定があるか。</p>
事務局	<p>今のところ予定はない。</p>
委員	<p><b>【第1留守家庭児童会について】</b></p> <p>現在更地になっている場所は何に活用する場所であったか。また、昨年度作った第6留守家庭児童会の建設費と予算が倍ほど違うのはなぜか。</p>
事務局	<p>旧第1留守家庭児童会の跡地全てではなく、250㎡程度に建設予定であり、更地の一部を使う。</p> <p>第6留守家庭児童会との建設費の差は、建設人件費の上昇に加えて第1留守家庭児童会の方が大きいこと。また、太陽光発電なども考えているため予算規模が膨らんでいる。</p>
委員	<p><b>【豊かな学びのサポート事業について】</b></p> <p>不登校の早期解決と未然防止の取り組みの強化を図るということだが、更なる取組を検討しているのか。</p>
事務局	<p>昨年度から、不登校の早期発見早期対応としてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーという専門家を充実して配置、巡回しており、結果的に相談件数が</p>

事務局	<p>非常に多くなっている。保護者や子ども達の心のケアが十分できるようになりつつあるため、次は子どもがなぜ学校に行きづらいのか、どういう支援が必要であるかなど、教員との話し合いをしっかりと取れる時間を十分に確保していきたいと考えている。</p> <p>昨年度から予算を増額して取り組みを始めているが、限られた予算の中で最大限効果的な方策をしっかりと検討しながら実施して参る。</p>
委員	<p><b>【留守家庭児童会の申込み状況について】</b></p> <p>現在の入会の受け入れ状況はいかがか。</p>
事務局	<p>現在の入会の申請受付状況は、決定の発送時点で883名となっている。昨年度はこの時点で4年生までは813名であり入会者は増えている。</p>
委員	<p>民間の支援先3カ所の場所と定員、申込み状況はどうなっているか。</p>
事務局	<p>物集女の定員は15名、寺戸が定員13名、森本が定員40名と聞いている。申込みは保護者が直接事業者に行っているため、市では状況を把握していない。</p>
委員	<p><b>【5・6年生の自習室拡充事業について】</b></p> <p>自習室の利用時間は何時から何時までか。また、自習以外にサービスがあるのか。</p>
事務局	<p>図書館の自習室利用時間は午前10時から午後5時まで、利用者のトラブル防止や、会場施設の管理のための、スタッフを配置する予定である。</p> <p>その他コミュニティセンターや、各地区公民館などに関しては、自由に出入りできる自習室ということで、スタッフを配置する予定はない。利用時間についてはまだ調整する予定である。</p>
委員	<p>ここで世代を超えた交流も生まれてくると思う。徐々に日常にも拡大していけないかと思うがどうか。</p>
事務局	<p>5・6年生に限らず、5年生以上の方々が利用するため、そこで世代を超えた化学反応みたいなものが起これば良いと考えている。</p> <p><b>【寺戸公民館整備事業について】</b></p>

委員	寺戸公民館整備事業について、現状と施設面の差はあるのか。土地は購入したのか。登録団体から意見を聞いたか。
事務局	<p>現在、寺戸公民館は実施設計中である。今後、埋蔵文化財の発掘調査を行い、令和7年度に本体工事、令和8年度の中の完成を目指している。</p> <p>施設面の差は、エレベーターを設置する。部屋数は現在と同じ6部屋で鉄筋2階建て。市民アンケートで要望が多かったカフェスペースや授乳室、大きな大会議室を予定している。</p> <p>登録団体の意見については、市民アンケートで多くの意見をいただいております、ただ今説明したとおり意見を反映した施設とする予定である。土地については購入している。</p>
事務局	道路については、建物を建てる際に少し下げて建てる予定である。
委員	予算書の地区公民館のところでは、1,100万円で、現寺戸公民館の関連整備とあるが何をするのか具体的に教えほしい。
事務局	現寺戸公民館の周辺整備を考えている。
委員	<p><b>【自動採点ソフトについて】</b></p> <p>中学校の教育研究費に40万円の予算で自動採点ソフトの導入となっているが、これは現場からの声が結果予算化に結びついたのか。</p>
事務局	現場の声をはじめ、近年進んでいるICT機器による業務効率化の流れ、また近隣市町の状況も踏まえ、子供たちのために繋がる、働き方改革の観点から導入することとした。
委員	現場の声が届く風土は素晴らしいと感じている。その他、現場から要望等届いていることがあれば教え欲しい。
事務局	それぞれの学校でも職員から様々な意見を踏まえながら、各学校の状況に応じて働き方改革に取り組んでいるところである。今年度は保護者配布物について、これまで紙で配布していたものを働き方改革の観点を踏まえてデジタル化し、印刷業務や配布業務の削減につなげている。
	<p><b>【先進校視察について】</b></p>

委員	<p>先進事例を視察する研修旅費について、令和7年度も同額計上されているが、研修受講者の声と成果について伺う。</p>
事務局	<p>これまでから学校における授業改善や、不登校対応について先進的な取り組みを行っている学校の視察に行っている。今年度は不登校対応の施策として、学校内にスペシャルサポートルームという、いわゆるもう1つの教室を設置している広島県福山市内の小学校の視察に行った。本市でも市内の小中学校にもう1つの教室を設置しているところであり、今後の運営に向けて大変勉強になったという現場の声を聞いている。</p>
	<p><b>【不登校対策について】</b></p>
委員	<p>不登校対策として現場では学期ごとにどのように対応しているのか。また、生存確認等、現場からどのような形で報告を受けているのか。</p>
事務局	<p>不登校の児童生徒の状況は様々であるため、学期ごとでなく個々の状況に応じた対応を行っている。</p> <p>報告については、基本的には月ごとに欠席が多い児童生徒について報告を受けており、気になるケースについては教育委員会から学校に問い合わせをして支援状況を確認している。</p> <p>生存確認は、例えば、放課後や曜日、時間を決めて登校してもらって確認しているが、学校に登校しづらい児童生徒には、担任を中心に教員が家庭訪問して状況を確認している。</p>
委員	<p>教育委員会としてフォローできているのか。</p>
事務局	<p>報告を受けた中で気になる児童生徒について、要請がある場合は教育委員会としてもケース会議への参加やひまわり広場等の様々な学びの場を紹介するなどの支援を行っている。</p>
	<p><b>【関西万博について】</b></p>
委員	<p>大阪万博が開催される夢洲では昨年メタンガスが発生しているが、この件について博覧会協会からどのような報告がされているか。また、視察は行うのか。</p>
事務局	<p>メタンガスの濃度については、博覧会協会のホームページで報告されており、事故後は異常な状態が続いているという報告はないと認識をしている。様々な災害等を想定して安全策を講じられており、ぜひ50年に1度という機会が子供たちのよい学びの場となるよう、安全に行っていただきたいと考えている。</p>

	<p>視察は各学校が旅行業者と行う。</p>
委員	<p><b>【特別支援学級費について】</b></p> <p>特別支援教育支援員の配置について、小学校費が369万3千円の増、中学校費が39万9千円の減となっている経緯は何か。</p>
事務局	<p>特別支援教育支援員については、通常の学級に在籍し、特別な支援を必要とする児童生徒に対して支援を行っているものである。</p> <p>全国的に見ても、学年が小さいほど特別な支援を必要とする児童が多い傾向にある。加えて、低学年の間に必要な支援を行うことで、集団で学習する力や集団に適応する力が身につく、それが中学校に上がると特別な支援が必要なくなることにも繋がるため、小学校での支援を厚くしている。</p>
委員	<p>予算がないから、空いてる教員が支援を行うような状況ではないとの理解で良いか。</p>
事務局	<p>委員の言うとおりに、授業の空き時間も、教員は授業準備などに取り組んでおり、空いているというわけではないので、常態的に対応している状況にはない。</p>
	<p>採決 — (挙手多数) — (可決)</p>

「向日市部活動地域移行懇談会報告書」について（報告）

令和7年3月25日

学校教育課・生涯学習課

向日市立中学校における部活動の地域移行について、「向日市部活動地域移行懇談会」での協議を別添のとおり取りまとめましたので、報告いたします。

# 向日市部活動地域移行懇談会 報告書

令和7年3月 日

## はじめに

中学校における部活動は、中学校学習指導要領総則編(第1章第5の1のウ)において、「…生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。…特に、学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高いことも指摘されている。…」と教育的な意義等が示されている。

しかし、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することが難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。また、競技経験のない教員が指導せざるを得ないことがあることや、休日も含めた学校部活動の指導など、大きな業務負担となっている実態もある。

文部科学省では、平成31年の中央教育審議会でも部活動を学校単位から地域単位の取組とすべきことが指摘されたことを受け、令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教員が部活動の指導に従事しないとする方針を示した。また、令和4年6月及び8月には、スポーツ庁及び文化庁に設置した検討会議から各提言が示されたことから、地域クラブ活動への移行に取り組むべく「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を全面的に改定し、同年12月には、新たに「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定されたところである。

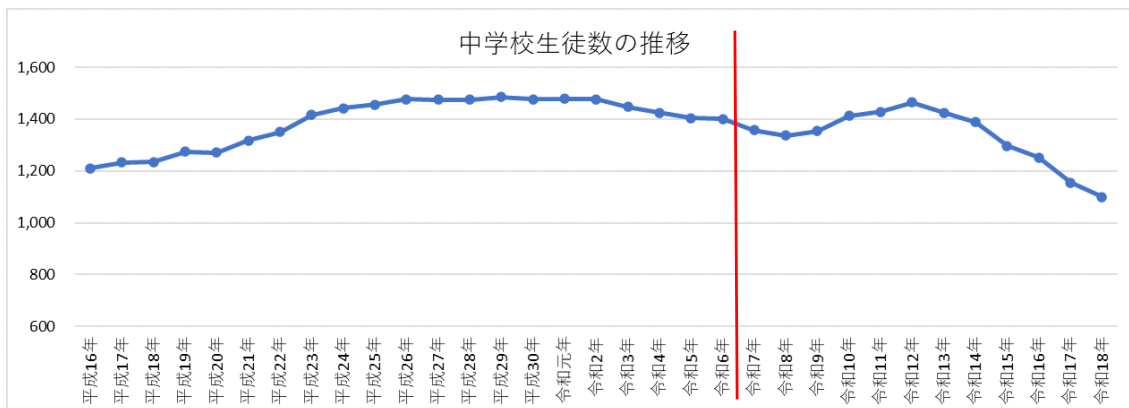
本市においては、中学校の生徒数はほぼ横ばいであり、現在、学校規模も学校教育法施行規則が示す適正な学級数(12～18学級)を維持できていることから、ただちに部活動の維持が難しい状況にはない。しかしながら、部員数の減少により単独校でチームが編成できない競技や、競技経験等のない教員が部活動を指導せざるを得ない状況は散見されており、子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の場の保障について、地域人材の活用など今後の部活動について検討が必要な時期であると考え、令和5年度より「向日市部活動地域移行懇談会」を立ち上げ、今後の本市における中学校部活動の在り方について検討を重ねてきた。この度、その概要を報告するものであり、今後はいただいた貴重なご意見を参考に部活動への支援を具体化していきたいと考える。

向日市教育委員会

## 1 生徒数の推移

全国的には少子化の影響を受け生徒数の減少が課題となっているが、現在のところ本市では新たな人口増の地域もあり、ほぼ横ばいの状況である。

中学校生徒数の推移(令和7年度からは予測数)



今後の予測においても、令和13年以降に生徒数はやや減少するものの、学校ごとに見ても、学校教育法施行規則が標準とする学級数である12学級から18学級には及ばないものの、望ましい学級数とされる学年3学級(全校で9学級)以上で推移すると考えている。

## 2 部活動の状況

### <運動系の部設置状況>

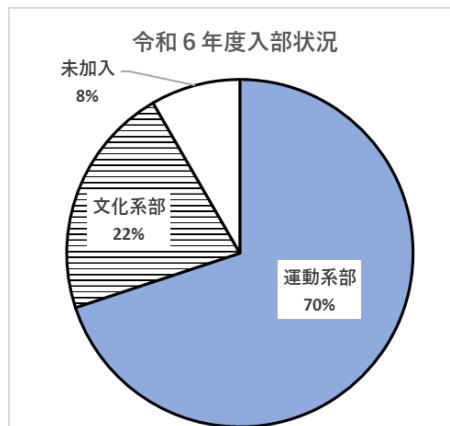
※西ノ岡中学校のみ男子バレーボール部を設置(他校は女子のみ)

	陸上部	野球部	サッカー部	ソフトテニス部	バスケットボール部	バレーボール部	卓球部	剣道部	水泳部	体操部	バドミントン部	ソフトボール部
勝山中	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○
西ノ岡	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-
寺戸中	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	○	-

### <文化系の部設置状況>

	吹奏楽部 マーチングバンド*	美術部	理科部	お花部
勝山中	○	○	○	-
西ノ岡	○	○	-	-
寺戸中	○	○	○	○

※寺戸中学校のみマーチングバンド部を併設



例年、全校生徒の90%以上が入部しており、学校以外の活動等で入部しない生徒は8%程度である。全体の約70%が運動系の部活動に、約20%が文化系の部活動に入部している。

### 3 向日市部活動地域移行懇談会の開催状況

#### (1) 懇談会委員

##### ○スポーツ・文化団体関係者

- |              |            |       |
|--------------|------------|-------|
| ・スポーツ少年団     | 本部長(懇談会座長) | 仲谷 広樹 |
| ・向日市スポーツ文化協会 | 副課長        | 森本まさえ |
| ・ワイワイスポーツクラブ | 会長         | 中井 歌子 |
|              | 事務局長       | 五十棲妙子 |
|              | 副事務局長      | 新矢 宗弘 |

##### ○中学校

- |          |             |
|----------|-------------|
| 勝山中学校校長  | 田邊 忠和       |
| 西ノ岡中学校校長 | 岡本 英明(R5年度) |
|          | 實川 明彦(R6年度) |
| 寺戸中学校校長  | 實川 明彦(R5年度) |
|          | 上田 良一(R6年度) |

##### ○PTA

向日市PTA連絡協議会 藤井友香子

##### ○事務局 向日市教育委員会

- |             |       |
|-------------|-------|
| 教育監         | 奥村 久夫 |
| 生涯学習課長(副部長) | 長谷川和代 |
| 学校教育課担当課長   | 上西 賢一 |

#### (2) 懇談会開催状況

<令和5年度>

##### ① 第1回 令和5年8月2日

- ・学校部活動に係る国や府の動向について
- ・令和5年度中学校部活動の状況について
- ・意見交流

##### ② 資料送付 令和5年10月10日

－送付資料－

- ・「令和5年度第1回京都府地域クラブ活動推進検討委員会(概要)」
- ・「令和5年度 京都府地域クラブ活動説明会」資料

##### ③ 第2回 令和6年3月8日

- ・国や京都府及び他府県の動きについて
- ・部活動見学 勝山中学校にて部活動を見学
- ・学校現場での部活動地域移行についての認識について
- ・中学校部活動の意義について

<令和6年度>

① 第1回 令和6年9月9日

- ・前年度会議のまとめについて
- ・令和6年度中学校部活動の状況について
- ・部活動の地域移行に係るアンケートの実施について

② 第2回 令和7年2月14日

- ・国や京都府及び他府県の動きについて
- ・部活動の地域移行に係るアンケートの結果報告について
- ・本市部活動の今後の方向性について

4 懇談会での主な意見

(1) 中学校部活動の現状について

- ・一部には教員体制と部活動数とのバランスの維持が厳しく、顧問一人体制とならざるを得ない状況も見られるが、ほとんどの部活動では複数の顧問体制がとれており、競技経験者や指導経験者と未経験者を組み合わせた配置ができています。
- ・指導経験のない教員にとっては日常の部活動指導は負担になっている。
- ・報道等では教員が部活動を重荷に感じているとの指摘がある。実際に家庭の事情等で休日の指導は難しいケースもあるが、むしろやりがいを感じている教員は多い。
- ・保護者としては顧問の先生に指導経験がないと技術の習得の面でやはり心配である。

(2) 部活動の地域移行についての認識

- ・顧問の中でも意見はそれぞれで、一部には時間的な負担感から地域移行を望む声があるが、多くは部活動指導を継続したいのに指導できなくなるのではないかという不安である。
- ・少子化の影響でチームとして成立していない部活動もあり、地域との連携・協力も考えていく必要はある。

(3) 中学校部活動の意義

- ・生徒の中では部活動が生活の支えになっていることもあり、顧問にとっては活動の中での生徒の成長が働きがいにもなっている。
- ・生徒にとっては学校生活の中で唯一自分で選べる活動である。
- ・顧問にとって部活動のゴールは二つである。一つは技能を身につけ試合等に勝つことであるが、その先にある二つ目のゴールとしての生徒の成長こそが大

切である。

- ・保護者の立場からすれば、思春期の子どもにとって、担任や学年の先生以外に顧問の先生になら話せることもあり、大切な存在である。また、活動をともに過ごす仲間との絆は何にも代えがたいものがある。
- ・部活動を通じて「諦めずに頑張る力」をつけている生徒は多いし、中には顧問や部員とのつながりの中で、学校での自分の居場所としていることもある。

#### (4) 部活動の地域移行についての意見

##### ① 地域クラブ等の大会参加について

- ・令和4年度の府大会ではクラブチームが男女ともに優勝している競技があり、教育の一環としての部活動とはかけ離れてきているように感じる。
- ・競技者人口の減少からの苦肉の策ではあると思うが、一定のルールを設けないと二重登録等の問題が発生しかねない。

##### ② 地域クラブや外部指導員への移行に係る課題

- ・地域クラブ等での活動となれば、費用の問題や学校以外の場所への送迎の問題など様々なサポートが必要となる。
- ・土日の引率を外部指導者に任せ教員が不在となれば、例えば練習試合等で他校生とのトラブルが起こってしまったときの対応が心配である。
- ・費用負担について、保護者としては、現在の部活動でもユニフォーム代や道具代、練習試合等の交通費などかなりの費用が発生しているので、これ以上となれば厳しい。
- ・昨年の近畿大会で、他県では多くのクラブチームが出場していたが、「勝つこと」のみを指導されているように感じた。中学生の時期には、仲間と一緒に頑張ることの意義などが大切に思うので違和感がある。

##### ③ 地域移行による効果等

- ・中学生が府立高校の部活動に参加できる取組があるが、高校生と一緒に活動できる機会は良い体験となる。
- ・部活動の意義を踏まえつつ、顧問の先生方の負担も考えなければならない。地域クラブ等への移行ではなく、地域人材を活用した地域連携という方策が良いのではないか。

##### ④ その他

- ・京都市では一部で地域移行を実施しているが、指導者への謝金も時間単価で1600円程度とし、教員の兼業兼職も考えているように聞いており、参考にしてはどうか。

- ・スポーツ等にお金がかかるのはある意味仕方がないことだが、地域移行に関わって発生するような費用は行政で負担すべきではないのか。

## 5 部活動の地域移行に係るアンケートについて

－別紙「向日市部活動アンケートの概要」を参照－

### (1) 結果の概要

#### ① アンケートの実施状況について

- ・令和6年10月15日から2週間程度の期間で「中学校教職員」「中学校1, 2年生」「中学校1, 2年生の保護者」「小学校5, 6年生」「小学校5, 6年生の保護者」を対象として実施
- ・回答率は、中学校の教職員が約8割、中学生や小学生は約9割であったが、小中学校ともに保護者からの回答は約2～3割程度であった。

#### ② 中学校教職員の結果概要

- ・技術的な指導ができる教員は約6割であるが、やりがいを感じているのは約半数で、7割以上が何らかの負担を感じている。
- ・負担感の多くは「家庭で過ごす時間がない」「指導に見合った手当がない」「校務が忙しくて、部活動に指導が十分に行えない」など、時間のなさや手当の問題である。
- ・部活動の目的としては「規律やマナー・礼儀を学ぶこと」「仲間意識を高めること」「練習を通じて、忍耐力など強い精神力を身につけること」が多く、中学生の時期に身につけさせたい力を育むものとして意義を感じている。
- ・地域への移行に関しては「休日のみ」と「平日も含めて」を合わせると約7割が肯定的であり、教職員との連携による指導を望む声は約3割であった。
- ・移行後の協力については、約3割が否定的で、約6割は条件はあるものの協りに肯定的であった。

#### ③ 中学校1, 2年生の結果概要

- ・部活動を経験して良かったことは、「活動が楽しい」「友達ができた」「体力・忍耐力がついた」が多く、逆に困ったことは「学習との両立」「友達・先輩や先生との人間関係」「活動にお金がかかる」であった。
- ・部活動の顧問の先生に対しては「日々の指導に満足(感謝)している」「技術以外にも学ぶことが多い」がほとんどであり、日常の活動が有意義に過ごしていることが感じられる。
- ・平日の活動だけでなく、休日や大会への参加についても約5割～6割が現状でちょうど良いと感じている。

- ・地域移行した場合の参加については、「わからない」が多く、学校の近くや同じ学校の生徒だけなら参加したいと考えている。
- ・地域移行に期待することは、「専門的な指導が受けられる」が最も多く、「他校の生徒との交流による意欲の向上」が続くが、次には「期待することはない」が多くなっている。
- ・地域移行について心配なことは、「活動場所が遠くならないか」「地域指導者とうまくいくか」が多く「他校生徒とのトラブル」「参加費の問題」が続いている。

#### ④ 中学校1, 2年生保護者の結果概要

- ・部活動の活動日数や時間、大会への参加については、「現状でちょうどよい」が5割程度で、増加を望む回答が約3割ある。
- ・部活動の地域移行については、肯定的な意見が約8割を占めている。
- ・費用負担については、負担なしもしくは1,000円までを含めると約5割と多く、3,000円までが約2割でそれ以上は少ない。
- ・地域移行に対して期待することは、「専門的な指導が受けられる」「競技技能の向上」が多く、「教員に余裕ができ、教育活動の質が向上する」が続いている。
- ・地域移行に対して心配されることは指導者の確保や学校の顧問と指導者との連携といった指導者に関することが多く、次いで費用負担や会場への移動等の負担を心配する声が多い。

#### ⑤ 小学校5, 6年生の結果概要

- ・児童の約8割が部活動への入部を決めており、種目も決めている児童の内、約5割は「今やっている種目」の継続を考えている。
- ・部活動に期待することは「とにかく楽しみたい」が最も多く、「体力や技能の向上」「仲間意識を高める」「大会等での好成績をあげ、達成感を味わう」が続いている。
- ・地域移行の場合に参加する種目は、「学校の部活動と同じ種目」は約4割で、約3割の児童は部活動とは別の種目を期待している。

#### ⑥ 小学校5, 6年生保護者の結果概要

- ・部活動の目的については、特に際立ったものはなく、約7割の保護者は「活動を楽しむこと」「仲間意識を高めること」「規律やマナー・礼儀を学ぶこと」「忍耐力など強い精神力を身につけること」「体力や技能を向上させること」を選択している。

- ・部活動の地域移行について、部活動指導員の活用を含めると約8割が賛成である。
- ・費用負担については、中学生の保護者とほぼ同様に、負担なしもしくは1,000円までを含めると約5割と多く、3,000円までが約2割でそれ以上は少ない。
- ・地域移行に期待することは、「専門的な指導」や「競技技能の向上」といった指導の充実が多く、ついで「教員に余裕ができ、教育活動の質が向上する」があげられている。
- ・地域移行に対して心配されることは、中学生の保護者と同様に、指導者の確保や学校の顧問と指導者との連携といった指導者に関することが多く、次いで費用負担や会場への移動等の負担を心配する声が多い。

## (2) 考察

- ① 中学校の教職員は、部活動の教育的な意義は感じつつも、校務や家庭生活との時間的なバランスや手当の少なさ等から負担感が強く、約半数はやりがいを見いだせていない状況である。
- ② 中学生は現在の部活動について、平日・休日の活動におおむね満足しており、顧問の先生方の指導に感謝している。  
部活動の地域移行については未知のことであり、「専門的な指導」に期待をする反面、指導者や参加費の問題、他校生徒とのトラブルなどを心配する声が多い。
- ③ 小学生は、部活動の経験がなく、入学後の部活動を楽しみにしており、約8割の児童が現在取り組んでいる種目中心に入部したいと考えている。
- ④ 小中学生の保護者については、部活動の地域移行や部活動指導員の活用には約8割が肯定的である。背景には「専門的な指導への期待」や「教職員の働き方に余裕ができること」を望んでいることがうかがえる。  
しかしながら、費用面では月ごとの負担を1,000円までとする声が多く、また、地域指導者の確保や指導の在り方、学校との連携等について不安感を持っている。

これらの状況を踏まえると、何らかの教職員への負担軽減を考えつつ、現行の部活動(各学校ごとを基本とし、保護者の費用負担をできるだけ軽減した)に準じた活動の持続的な保障の方向性が望まれていると考える。

## (3) アンケートの結果を踏まえた協議

- ① アンケート結果に対する意見・感想

- ・教員がやりがいを見いだせていない割合が半数程度あるが、指導者がやりがいを見いだせない子どもにはいい影響はないと思う。
- ・やりがいがないと言うよりは、子育てに関する考えも以前とは違い、今の子育て世代の教員は、子育ても夫婦で分担するのが当たり前であり、休日の部活動に対する負担感が高いように思う。
- ・中学生の回答からも、現在の部活動に満足している様子がうかがえる。また、部活動の地域移行についても参加を問う質問には「わからない」が最も多くなっており、専門的な指導に期待するところもあるが、不安の高さが見られる。
- ・新入生保護者説明会の中でも、部活動が地域移行するののかについて質問がある。現状、すぐに移行と言うことはないと答えており、保護者からは安堵の声が聞かれる。
- ・学校としては部活動の地域移行という切り口ではないが、働き方改革の面から部活動の在り方を検討している。

## ② 部活動を地域移行する方向で考えたときの意見

- ・部活動が学校生活の軸になっている生徒も多い。できるだけその良さを残す方向が良いと考える。
- ・平日は顧問が休日は地域指導者が指導となると、指導の整合性や人間関係のトラブルへの対処など考えるべき課題がでてくる。
- ・受け皿となる地域の団体が少ない中であることから、熊本市のように部活動の形態を維持しながら顧問の先生方への報酬を考えた方が良いのではないか。
- ・実際に地域移行となると、指導者の確保はもちろんであるが、活動場所や指導者の手配を行うコントロールセンターのような組織も必要である。
- ・そうなってくれば、教育委員会だけの問題ではなく、市をあげてもう一段上のステージでの議論が必要ではないか。
- ・競技スポーツではなく、体験型のいわゆる「ゆるクラブ」であれば、年会費はいただくことになるが、総合型スポーツクラブで一部を引き受けることは考えられる。
- ・現在も外部指導者のお世話になっている部活動がある。部活動指導員として導入を考えてみてはどうか。
- ・指導者としては府のスポーツ協会に人材バンクを作ってもらい派遣を依頼できるとよい。

## 6 本市としての今後の部活動の在り方について

現在、国の方向性は部活動を「地域展開」することであり、来年度には改革推

進期間が終わることとなる。その後の方向性については、国の「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」において中間とりまとめが出されており、現時点で着手していない地方公共団体においても、令和8年度から10年度までの3カ年で休日の地域展開等に着手することとされている。

しかしながら、様々な実証事業など支援策はあるものの、具体的な財政支援策等は先行きが見えていない。

また、本市の現状として、市内にはスポーツや文化活動を行う団体はあるものの、中学生の部活動の受け皿となると極端に少ないのが現状である。そのような中、大きく地域移行(展開)に方向転換するような施策は難しいと考える。

一方で、部活動アンケートの結果からも、教員の負担感の多さ等、対処すべき課題があることから、国や府の具体的な施策の流れを注視しながら、部活動指導員の活用など、中学校部活動の枠組みの中で、比較的取り組みやすいことから試行的に取り組むことが望ましいと考える。

向日庵（旧寿岳家住宅）の国有形文化財への登録について

令和7年3月25日  
文 教 課

以下のとおり報告します。

記

1 登録日等

令和7年3月13日付け、文部科学省告示第31号

同日付け、官報号外第50号に記載（別添参照）

2 登録等の分類（文化財の種別）

登録有形文化財（建造物等）

3 名称

こうじつあん きゅうじゅがくけじゅうたく おもや  
向日庵（旧寿岳家住宅）主屋

こうじつあん きゅうじゅがくけじゅうたく  
向日庵（旧寿岳家住宅）門及び土留

4 員数

2件（1棟、1基）

5 所在地

向日市上植野町浄徳10番地1

6 構造、形式及び大きさ

主屋 木造2階建、瓦葺 建築面積120㎡

門 コンクリート造、間口1.7m、石積、総延長38m

7 所有者

向日市上植野町に居住

8 建設年代、大規模な改修及び増築年代

主屋 昭和8（1933）年／昭和62年に1階北東の書庫増築（登録対象外）

門及び土塁 昭和8（1933）年

9 評価（概要）

昭和初期に建てられた中廊下型の典型的郊外型住宅であるが、換気及び通気の徹底、造り付け家具の工夫など、住環境に配慮した建築装置が充実している。

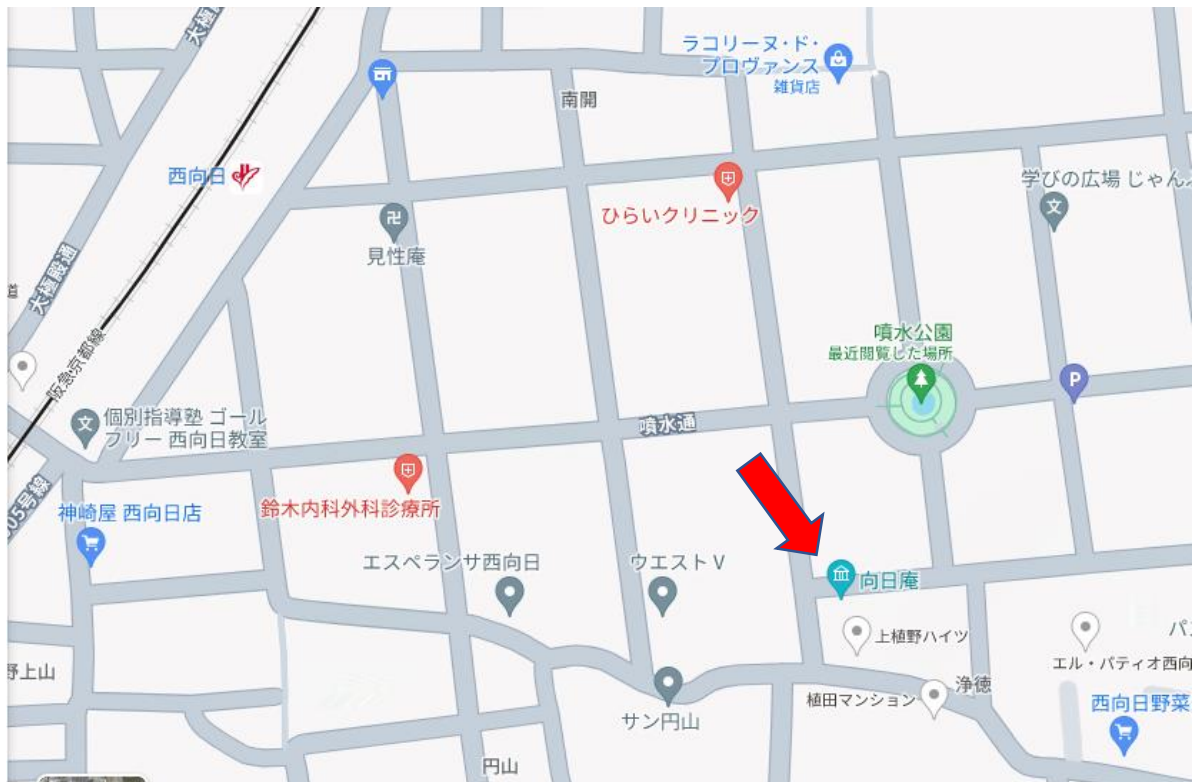
当初より寿岳夫妻の出版活動の場として「向日庵」と呼ばれ、現在でもその愛称は地区に広く親しまれている。

地区における数少ない昭和初期の住宅として、西向日住宅地の良好な景観を構成する重要な建物でもある。

※本件が登録により市内の国、府、市指定等文化財は100件となった。（別添参照）



●外観（北西から）



●位置図

寺戸大塚古墳第15次調査現地説明会の開催について

令和7年3月25日  
文教課

下記のとおり報告します。

記

- |   |      |  |
|---|------|--|
| 1 | 期 間  | 令和7年3月22日(土) 午前11時から午後3時まで   |
| 2 | 場 所  | 寺戸町芝山2番3ほか、史跡乙訓古墳群寺戸大塚古墳   |
| 3 | 内 容  | 寺戸大塚古墳前方部前面・前方部前半東側の埋蔵文化財発掘調査成果<br>・今回の調査は寺戸大塚古墳の前方部で実施し、未確認であった東側の正確な裾位置と形状を確認した。<br>・前期の大形前方後円墳で最も特徴ある前方部は、本墳の場合、従来の指摘にあった「柄鏡形」ではなく、「ハの字形」にひろがることが確認された。 |
| 4 | 参加人数 | 150人   |
| 5 | 実施状況 |  |



全体説明会



全体説明会



埴輪・葺石等検出状況説明



随時見学状況



随時見学状況